

令和2年第11回熊野町議会全員協議会  
会議録

1. 招集年月日 令和2年11月25日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 令和2年11月25日

~~~~~  
4. 出席議員（15名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 水原耕一   | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也   | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平   | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光   | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学    | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則  | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦  | 14番 山野千佳子 |
| 16番 大瀬戸宏樹 |           |

~~~~~  
5. 欠席議員（1名）

15番 中原裕侑

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部・住民生活部・健康福祉部・建設農林部・教育部】

- (1) 第5次行政改革大綱の進捗状況について（報告）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況等について（報告）
- (3) 第6次熊野町総合計画の策定について（報告）
- (4) 指定管理者の指定更新について（協議）
- (5) 次期熊野町都市計画マスタープラン（案）について（報告）
- (6) 下水道事業の地方公営企業法の適用について（報告）
- (7) 上水道事業の広域連携について（報告）

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 町 長               | 三 村 裕 史   |
| 副 町 長             | 岩 田 秀 次   |
| 教 育 長             | 林 保       |
| 総 務 部 長           | 宗 條 勲     |
| 住 民 生 活 部 長       | 貞 永 治 夫   |
| 健 康 福 祉 部 長       | 時 光 良 弘   |
| 建 設 農 林 部 長       | 沖 田 浩     |
| 教 育 部 長           | 横 山 大 治   |
| 総 務 部 次 長         | 堀 野 辰 夫   |
| 健 康 福 祉 部 次 長     | 西 岡 隆 司   |
| 建 設 農 林 部 次 長     | 堂 森 憲 治   |
| 建 設 農 林 部 技 術 次 長 | 寺 垣 内 栄 作 |
| 財 務 課 長           | 西 川 伸 一 郎 |
| 政 策 企 画 課 長       | 須 賀 雅 彦   |
| 生 活 環 境 課 長       | 宗 像 雅 充   |
| 上 下 水 道 課 長       | 多 久 見 良 数 |

~~~~~○~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 西 村 隆 雄 |
|-------------|---------|

~~~~~○~~~~~

#### 8. 案件

##### 【総務部】

- (1) 第5次行政改革大綱の進捗状況について（報告）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況等について（報告）
- (3) 第6次熊野町総合計画の策定について（報告）

##### 【健康福祉部・住民生活部】

- (4) 指定管理者の指定更新について（協議）

##### 【建設農林部】

- (5) 次期熊野町都市計画マスタープラン（案）について（報告）
- (6) 下水道事業の地方公営企業法の適用について（報告）

(7) 上水道事業の広域連携について (報告)

【議 会】

(1) 全員協議会における今後の審議内容について (協議)

(2) その他

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時29分)

○議長 (大瀬戸) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方、また、執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の全員協議会では、執行部から報告案件6件、協議案件1件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。協議におきましては、これまで同様、マスクをつけたまま、そして座ったままで発言をしていただきたいと思います。

それでは、皆様から様々な御意見を頂きながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたと思います。

三村町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長 (三村) 座ったままでよろしいですか。座ったままで。

~~~~~〇~~~~~

○議長 (大瀬戸) 起立でもいいですよ。

~~~~~〇~~~~~

○町長 (三村) 起立のほうがやりやすいんで。

それじゃあ、皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところお時間を頂き、誠にありがとうございます。

まず、私ごとでございますが、先般開かれました選挙会にて、私をこのたびの町長選挙の当選人とする旨を決定いただき、選挙管理委員会から当選証書が付与されました。

11月30日以降、引き続き、皆様とともに町政運営に当たることと相なりましたので、

何とぞよろしくお願いたします。

案件説明の前に、私から2件の報告をさせていただきます。

1件目は、町発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続についてでございます。県及び広島市等で土壌汚染対策法における届出の不備が公表されたことに伴い、本町においても状況を調査しておりますが、昨日までの段階で、届出があった可能性のある事業が複数件あることが判明いたしました。これに関し、県に対し届出対象工事に該当するか照会を行い、届出が必要な工事に該当した場合は、今後、速やかに所要の手続を行ってまいります。

なお、事業の全体像、事案の全体像、再発防止策等については改めて公表いたしますが、取り急ぎ、速報ということで報告をさせていただきます。

2件目は訴訟についてでございます。平成30年7月豪雨により北部農道及びその周辺に流入した土砂の除去費用929万3,724円と支払利息を加えた金額を請求する内容の「請負代金請求事件」の訴状が、広島市内の法人から広島地方裁判所に提出されました。町としましては、訴状に示された被告である町の行為についての。

すみません、座ってやります。マスクがあると。

町としましては、訴状に示された被告である町の行為についての請求原因事実はいずれも認められないものであるため、請求棄却を求めて争うこととしております。この裁判の判決については、追って御報告をさせていただきます。

さて、本日は、6件の報告と1件の協議をさせていただきます。

報告1件目は、「第5次行政改革大綱の進捗について」でございます。令和元年度の実施状況について報告いたします。

2件目は、「新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況について」でございます。新型コロナウイルス感染症に対する支援等の進捗状況及び12月議会における補正予算の概要について報告いたします。

3件目は、「第6次熊野町総合計画の策定について」でございます。次期総合計画案の概要について報告いたします。

4件目は、熊野町公共施設の指定管理の更新についてでございます。

5件目は、「次期熊野町都市計画マスタープラン（案）について」でございます。次期都市計画マスタープラン（案）の概要について報告いたします。

6件目は、「下水道事業の地方公営企業法の適用について」でございます。適用の概

要について報告いたします。

7件目は、「上水道事業の広域連携について」でございます。広域連携に係る現在の協議状況について報告いたします。

以上の案件でございます。たくさんございますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、早速、協議会に移ります。

町長、マスクはきついでですか。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） はい、すみません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 報告案件、第5次行政改革大綱の進捗状況について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 第5次行政改革大綱の進捗状況につきまして御説明いたします。

資料としまして、資料1の「第5次行政改革大綱の進捗状況について」、資料1-1の「第5次熊野町行政改革大綱実施計画取組状況報告書（令和元年度）」の冊子、資料1-2の「熊野町行政改革懇談会の答申書」をお配りしております。説明は、令和元年度分の取組をまとめました資料1で行いますので、よろしくお願ひいたします。

第5次熊野町行政改革大綱及び実施計画は、推進期間を平成28年度から令和2年度までの5年間、4つの改革の柱の下、67の取組項目を掲げて実施しております。また、その着実な実施を図るため、毎年、進行管理を行い、実施状況については住民に公表することとしております。本日は、この第5次行革の4年目となります令和元年度の取組状況について御報告いたします。

まず、1の取組状況ですが、令和元年度における進捗状況を集計しております。表は左から、実施計画における4つの改革の柱、その右に柱ごとの取組数、令和元年度の進捗状況、そして最終年である令和2年度の目標値となっております。令和元年度において計画した取組が実施に至ったのは、67項目中、合計欄にあるように52項目でございます。

なお、令和2年度の最終の目標値が59となっておりますが、これは67の取組項目のうち、計画策定以後の情勢変化を受け、直ちに実施に向けて取り組むのではなく、情報収集等を通じて検討を継続する必要があると判断したものが7項目、計画期間の中途に事業完了となったものが1項目あることによります。

検討を継続する7項目の内容としましては、行政情報を分かりやすく提供する媒体の研究、町有財産の売却、簡素で機動的な組織体制の整備、県からの権限移譲事務への適切な対応等々でございます。また、まちづくりへの住民参画を推進する「住民参加型まちづくり施設整備事業」につきましては、平成30年度に事業を完了しております。

続きまして、2の「令和元年度の主な取組状況（概要）」について御説明いたします。全67項目の取組状況のうち、計画どおり「実施」に至ったもののうち、主立った状況をまとめております。表の左側に「改革の柱」として施策目標と実施予定の具体的施策を、表の右側に具体的施策ごとの「令和元年度実施状況」という形で記載しております。

まず、最初の柱は、施策目標1「住民との信頼関係を強化する」で、具体的施策は、「（1）行政情報を分かりやすく公開・発信する」と、「（2）住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応する」でございます。

まず、「（1）行政情報を分かりやすく公開・発信する」では、①情報発信の充実、②個人情報の保護に関する事項で、取組項目数は5件でございます。令和元年度では、より広く情報発信を行う媒体として、フェイスブックやLINEなどのSNSを活用しております。一昨年7月の豪雨災害以降は、避難情報などもこのSNSを活用して発信しております。なお、令和元年9月からは、子育て世代を対象とした「こふでりんLINE」を開設し、子育て支援情報を発信しています。行政情報の積極的な提供に関しては、財政状況、個人情報保護法及び情報公開制度について、広報紙やホームページにおいて継続的に情報発信しております。

「（2）住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応する」は、①広聴の充実、②住民意見の的確な対応、③住民の視点に立った接遇やサービス向上に関する事項で、取組項目数は7件でございます。令和元年度では、「防災」をテーマとした地域懇談会を自治会単位で14回開催し、お聞きした意見や要望等への対応を行いました。また、死亡に伴う各種手続に係る御遺族の負担を軽減するため、「おくやみ窓口」を開設いたしました。その他、窓口の案内をスムーズに漏れなく行うために活用している「窓口手続チェックシート」は、毎年内容の見直しを行うとともに、運用の徹底を図っております。

続きまして、2番目の柱は、施策目標2「住民との協働のまちづくりを進める」で、具体的施策は、「(1)地域協働の仕組みをつくる」、「(2)まちづくりへの参画機会を拡充する」でございます。

まず、「(1)地域協働の仕組みをつくる」では、①地域協働の推進、②地域協働事業の支援に関する事項で、取組項目数は3件でございます。令和元年度では、行政協力員会議の定期的開催、熊野町まちづくり協働推進事業として5団体に活動助成金の交付などを行いました。

「(2)まちづくりへの参画機会を拡充する」では、①政策形成過程への住民参画の推進、②住民参画による事業の推進に関する事項で、取組項目数は4件でございます。令和元年度では、住民視点での意見を頂き、協働で取り組むため参加者を公募した「熊野町総合計画ワークショップ」、「防災・減災まちづくり会議」などを開催いたしました。また、防災・減災まちづくり条例案についてパブリックコメントを実施いたしました。審議会等、多様な分野における方針決定の場への女性参画の促進に関しましては、選定の公平性や推薦団体の意向に十分に配慮しつつ、引き続き、女性の登用に対する働きかけを行ってまいります。

資料の右側に移りまして、3番目の柱は、施策目標3「自主性・自立性の高い財政運営を行う」で、具体的施策は、「(1)歳入を安定的・持続的に確保する」と「(2)財政を健全に運営する」でございます。

「(1)歳入を安定的・持続的に確保する」では、①収納対策の強化、②課税客体の拡充、未利用地等の売却、③使用料・手数料の適正化に関する事項で、取組項目数は13件でございます。町税等の各種徴収金の収納率の向上を図るため、令和元年度においても、電話催促、財産調査及び差押え、給付の制限、水道の給水停止などを実施するとともに、納付の利便性向上のため、口座振替やコンビニ収納について広報紙等によるPRを行いました。町有財産に関しましては、6筆、約74万円の売却を行っております。また、使用料、手数料の全庁的な見直しを行い、令和元年10月から使用料等の改定を行いました。

「(2)財政を健全に運営する」では、①歳出の削減、②財源の重点的・効率的な配分、③地方公営企業等の経営健全化に関する事項で、取組項目数は16件でございます。令和元年度では、予算編成方針の作成、主要19事業の進行管理会議の毎月実施などにより、事業の着実な進捗を図りました。また、公共施設の管理運営に関しましては、積

極的な指定管理者制度の導入に努めているところであり、令和元年度は、中央地域健康センターに指定管理者制度を導入し、熊野町社会福祉協議会を指定管理者としております。また、公共施設等の計画的な管理を目的に、令和元年度から令和10年度までの10年間の施設維持管理計画を策定いたしました。

最後の柱は、施策目標4「社会の変化に対応できる行政運営を行う」で、具体的施策は、「(1)柔軟で機動的な執行体制を確立する」、「(2)モチベーションが高く、力量のある職員を養成する」、「(3)広域的な連携を推進する」、「(4)町議会の活性化」の施策を掲げております。

「(1)柔軟で機動的な執行体制を確立する」では、①効率的な組織体制の確立、②行政経営システムの推進、③情報化による行政サービスの充実に関する事項で、取組項目数は12件でございます。令和元年度では、令和2年度の事務組織機構の改編に向けて、関係例規の改正などを行いました。職員提案に関しては、事務改善などについて計39件の提案を受けております。総合計画及び総合戦略に関しては、毎年度、事業の進捗を調査し、結果を公表しております。また、平成27年度から取り組んでおります情報漏えい対策は、平成28年度のインターネット環境との完全分離に加え、平成29年度の「ひろしまセキュリティクラウド」への参加によって、さらなる情報セキュリティの強靱化を図っているところです。

「(2)モチベーションが高く、力量のある職員を養成する」では、①職員の適正配置(職員数の適正化)、②人材の育成に関する事項で、取組項目数は2件でございます。熊野町定員適正化計画に沿った職員の採用、配置を実施しております。平成31年4月1日時点の職員総数は154人で、適正化計画における目標値159人から5名下回ってございましたが、最終年である令和2年度の職員数は、再任用職員を除き、計画目標どおりの160人となっております。

「(3)広域的な連携を推進する」では、①広域事業の推進、②国・県との連携強化に関する事項で、取組項目数は4件でございます。ごみ処理、消防業務、後期高齢者医療業務の広域処理を継続実施しております。また、記載にはございませんが、広島市、呉市と連携協約を締結し、近隣市町との広域連携を推進しております。県からの権限移譲事務につきましては、令和元年度、新たに農業用ため池に係る届出等の受付事務の移譲を受けており、既に移譲された事務も含め適正に事務執行しているところでございます。



「(4) 町議会の活性化」では、平成23年から本会議のライブ中継を、平成24年からは会議録の公開を、平成27年からは各常任委員会の活動が全協において報告され、情報・課題の共有化が図られるなど、引き続き、議会の開かれた運営と活性化に取り組まれているところでございます。

最後に、3「今後の取組について」でございますが、本日、資料1-2として配付させていただいております「熊野町行政改革懇談会答申書」を踏まえ、今後も職員一人一人が住民視点に立って取組を継続してまいります。また、本日の内容につきましては、町ホームページを活用しまして住民に公表いたします。

第5次行政改革大綱の進捗状況についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 総合計画に住民意見を反映するために若者のワークショップ、町民ワークショップを実施されているとのことなんですが、具体的にどのような手法でされたのか、説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 若者の意見を取り入れる形では、高校生、熊野高校のほうに行かせていただいて、2回ワークショップのほうをさせていただきました。そういうふうな意見を取り入れたり、中学生の意見を聞いたりというふうな形で進めました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 若者のというところで、中学生、高校生ということだったんですけども、こういった住民の意見をお伺いする事業をされるときに、いつも感じることもなんですけれども、平日のお昼にされるので、どうしても働き手の一番重要な意見というか、

土日に開催されるということがないので、そういった方たちの声が反映されていないのではないのかなというのをいつも感じます。総合計画、とても重要なものですし、住民の意見を反映するというので、若者の意見。もちろん高校生、中学生の意見も大事なんですけれども、やはり働き手の世代に対する意見聴取というものが非常に重要なのではないのかなと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 平日の日中ということで、働いている方はなかなか日中時間が取れないというふうな形がありますので、今まで避けてたと思うんですけれども、そういうふうなできるだけ多くの意見を聞いたりする場を設けるために、そういうふうなところも今後検討していきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、第5次行政改革大綱については、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、引き続き、実施計画に基づき行政改革を推進するよう要望し、次の報告に移りたいと思います。

続いて、報告案件、新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況等について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況等について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。多くの対策や事業を掲載しており、文字サイズが小さい箇所がございます。御了承をお願いいたします。

進捗状況は11月10日時点の状況でございます。この進捗率は、予算の執行率ではなく、執行見込額や見込件数等を基に現在の状況を表しております。真ん中の縦列の予算額の括弧書きは、執行見込みに基づく補正後の予算額を表示しており、12月定例会

の補正予算への計上を予定しております。

まず、ローマ数字Ⅰ、「4月臨時議会・6月定例会の補正予算による臨時的事業」です。これは、4月臨時会と6月定例会でお認めいただいた補正予算による事業の進捗をまとめたもので、主に、第1次の交付金を活用して実施する事業でございます。表は左から「事業等名称」、「事業概要」、「予算額」、「進捗状況」、「進捗率」及びその算定に用いた「現況値」とその「単位」となっております。

特別定額給付金は、4月27日時点の町民1人につき10万円を給付するもので、1万607世帯のうち、1万565世帯、23億8,070万円の給付が8月27日をもって完了しました。進捗率は100%です。

子育て世帯への臨時特別給付金は、児童手当の給付対象児童1人につき1万円を給付するもので、申請は11月17日をもって終了し、1,727世帯、3,068万円の給付が完了いたしました。進捗率は100%です。

医療施設等従事者生活支援補助金は、町内の医療機関、福祉施設等において患者等と接する職員を支援するため、1人当たり3万円で算定した額を施設長に交付するもので、76施設、2,622万円の交付が完了しており、進捗率は100%です。

一般廃棄物収集等事業従事者生活支援補助金は、一般廃棄物の収集等の業務従事者を支援するため、1人当たり3万円で算定した額を事業主に交付するもので、6事業所が対象となり、5事業所への交付が完了、進捗率は84%です。残りの1事業所については既に申請済みで、11月中に交付予定となっております。

広島県感染拡大防止協力支援金への負担は、県による休業要請に協力した町内の個人事業主や中小企業者に対する協力支援金のうち3分の1の負担を町が受け持つもので、543万4,000円が確定し、県には支出済みであり、進捗率は100%です。

雇用調整助成金等受給促進支援金は、個人事業主、中小企業者が雇用調整助成金を申請する際に要した社会保険労務士への報酬等を対象として、県の補助金に上乗せして1事業者当たり上限5万円を支援するものです。申請手続きが当初から大幅に簡略化されたこともあり、県への申請も少なく、本町からの申請者は現時点で3件、実績見込みを20件と見込むため進捗率は15%です。

事業継続応援金は、売上げが前年同月比で半分以下になった個人事業主、中小企業者を対象に給付される国の持続化給付金の対象とならない事業者を支援するため、1事業者当たり10万円を給付するものです。現在の申請件数は23件、実績見込みを50件

と見込み、進捗率46%です。

Web予約管理システム等整備事業は、テイクアウト商品の予約・決済等が行える飲食店応援Webサイトを業界団体が構築する初期投資に支援するものであり、825万円の補助金を熊野町商工会（まるっと熊野実行委員会）に交付したことから、進捗率は100%です。現在、「まるっと熊野 まるくま」としてWebサイトが立ち上がり、現在、運営が行われているところでございます。

感染症拡大防止のための避難所設備充実は、衛生用品、パーティション、防護服、テント、体表検知カメラ等を整備するもので、現時点での執行額は789万1,000円、予算に対する進捗率は40%です。今後は、簡易テントやマットの購入について計画しており、今年度中の購入を予定しております。

児童・生徒・教職員用マスク等の備蓄は、児童・生徒・教職員用マスク等衛生用品を各校配備するもので、現在、マスクは1人当たり50枚分を購入し、配備しております。また、消毒液等の購入により執行額は486万2,000円、実績見込額を1,100万円と見込むため、進捗率は45%です。

マスクは、当初1人当たり100枚を購入する予定でしたので、今後は残りの1人当たり50枚分とプラスアルファ分、消毒液等の購入を予定しております。当初よりマスクの単価が下落しておりますので、不用額は12月補正で減額補正をいたします。

水道料金の減免等は、上水道給水世帯へは基本料金（1,155円）を7月分及び8月分（2か月）を免除、未給水世帯へは1世帯につき2,310円の生活支援金を給付するものです。2か月分の基本料金の減免額は2,212万8,000円で、事業は終了いたしました。進捗率は100%です。

未給水世帯への支援金の申請は、現時点で71世帯、27万1,000円であり、10月末で申請期間が終了しており、進捗率は100%です。未給水世帯への事業の周知は、広報、ホームページ、戸別配布のチラシにより行いました。

準要保護児童世帯等への生活支援は、ひとり親世帯を除く中学校3年生までの要保護・準要保護世帯、町民税非課税世帯を対象に、1世帯につき5万円を支給するものです。96世帯からの申請があり、480万円を支給しております。要綱上、事業は9月末での完了としており、進捗率は100%と記載しておりますが、非課税世帯の申請が極めて少ないことから、申請期限を延長の上、周知を強化することを検討しており、その場合、備考欄に記載しております12月補正で予定する減額は見合せることとなりま

す。

6月定例議会で計上したGIGAスクール推進事業は、児童・生徒用タブレットをリース契約により配備する予定としておりましたが、これを買取り方式に変更することとしましたので、後ほど御説明いたします。

住居確保給付金は、離職・廃業から2年以内、または休業等で離職等と同程度の状況にある者、例えば単身世帯の場合は、家賃相当額3万3,000円を原則3か月、最長9か月支援するものです。現時点での支援額は128万7,000円、予算に対する進捗率は29%です。

次に、ローマ数字Ⅱの「当初予算（既定）による経常的事業」です。新型コロナウイルス感染症の影響により経済的理由から就学が困難となった児童または生徒の保護者に援助対象を拡大するもので、14世帯の申出があり、13世帯に援助を行っております。残る1世帯も援助事務を進めており、進捗率は93%です。

次に、ローマ数字Ⅲの「税・料の減免等、生活資金貸付」です。「事業等の名称」に掲げる税・料の減免、徴収猶予、国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当支給、及び町社協事業である生活福祉資金の貸付けについて掲げており、それぞれの内容は、事業概要の欄のとおりでございます。どの程度の申請があるか想定が困難であることから、進捗状況は、減免等の受付開始から今年度末までの月数を分母として、取組開始からの時間的経過を表しております。申請件数等は備考欄に掲載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、ローマ数字Ⅳの「8月臨時議会の補正予算による臨時的事業」の進捗状況です。これは、8月臨時会でお認めいただいた補正予算による事業の進捗をまとめたもので、主に第2次の交付金を活用して実施する事業でございます。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業は、児童扶養手当受給者等に対し、基本給付として1世帯につき5万円、第2子以降の子供がいる場合、1人につき3万円を加算して給付するもので、感染症の影響で収入減少となった世帯へは5万円を追加給付するものでございます。国の制度によりこの給付金が給付されることから、先ほどの準要保護児童世帯等への生活支援の対象からはひとり親世帯を除いております。現時点での執行額は1,563万円、予算に対する進捗率は69%です。

当初、感染症の影響で収入減少となった世帯への追加給付分の計上は想定が困難なことから、国の指針により基本給付分（210世帯）の8割程度を計上する旨通知があり、

168世帯840万円を計上しましたが、現在の実績は60世帯300万円にとどまっております。該当世帯には案内をし、申請をしていただいたところがございます。

学校保健特別対策事業は、マスクの常時着用を必須とする中、エアコンが設置されていない特別教室に空調機器を設けるなど、熱中症予防のための設備整備等を行うものです。現時点での執行額は904万5,000円、予算に対する進捗率は90%です。

地域経済応援クーポン券配布事業は、飲食店などの消費を喚起し、経済循環を回復させる一助とするため、現在「熊野町地域経済応援クーポン券」を発行し事業を展開しているところです。金券である商品券ではなく、1世帯につき600円分の割引券が10枚利用できるクーポン券を配布し消費拡大を図ります。現時点での執行額は、契約金額になりますが8,399万7,000円、予算に対する進捗率は100%となっております。

伝統産業熊野筆新たな販売促進事業は、筆まつりで恒例の「筆の市」をインターネット上で展開するためのWebサイトを構築する筆事業協同組合に、初期投資に係る経費の支援を行いました。「熊野バーチャル筆まつり」としてWebサイトが立ち上げ事業を展開し、現在、「筆の市」は終了していますが、バーチャル筆まつりオンライン体験として、筆供養や伝統工芸士のリアルライブ、書道パフォーマンスライブなどの映像はYouTubeで閲覧できるようになっております。現時点での執行額は1,100万円、進捗率は100%です。今後は、サイト内での観光情報の掲載に着手される予定となっております。

熊野筆販売促進PR動画制作事業は、水彩画家による本町の町並みや山野風景等のスケッチ、水彩画制作等を画像化するものです。水彩画は、中高年からシニア世代にかけて人気があることから、熊野筆と熊野町をPRするコンテンツの一つに加えるものです。10月には映像の撮影を行い、現在編集中でございます。今後は、テロップの差し込みなどの契約を行うこととしております。現時点での執行額は78万円、予算に対する進捗率は60%となっております。

GIGAスクール推進事業は、先ほど申しあげましたように、児童・生徒用タブレットをリース契約から買取り方式に変更して配備するものです。整備台数は教員用も含め2,200台としております。ICTを活用して児童・生徒の学習環境を整備するGIGAスクール構想は、感染症対策としても早期実現が望まれるものであることから、第2次の交付金を活用して買取り方式に変更することで、後年負担を圧縮させるものでご

ございます。現時点での執行額は8,684万4,000円、予算に対する進捗率は99%です。なお、タブレットの納品は、令和3年2月の予定になっております。

新生児特別定額給付金事業は、特別定額給付金の対象とならない4月28日以後、今年の年末までに出生し新たに町民になった子供1人につき10万円を給付するものです。現時点での執行状況は62人、620万円。見込み人数を120人としており、進捗率は52%です。

続いて、ローマ数字「V」の「9月定例会の補正予算による臨時的事業」の進捗状況です。これは、9月定例会でお認めいただいた補正予算による事業の進捗をまとめたもので、主に第2次の交付金を活用して実施する事業でございます。

町内飲食店等FreeWi-Fi設置事業は、町内飲食店等に無料でのインターネットの接続環境を構築し、顧客満足度を高め、集客力の向上に資する取組への支援を行うものです。要綱を制定し、現在、募集を受け付けており、これから予算執行となりますので、進捗率は0%です。

筆の里工房利用促進事業は、企画展等の来館促進のため、通常料金から減額した特別料金を設定して、集客力の回復を図る取組に対し、減収額を補填するものです。11月21日から始まりました「筆の里ありがとうのちょっと大きな絵てがみ大賞」からの実施となっており、現時点での進捗率は0%です。

広島駅等広告掲示事業は、アフターコロナを見据え、広島駅等のデジタル・サイネージ、電子看板でございますが、これを活用した広報活動の展開により熊野筆や本町をPRし、産業の活性化を図るものです。現時点での執行額は310万円、予算に対する進捗率は100%です。

感染症対応設備整備事業は、筆の里工房の感染症対応のため、非接触型体温計と空気清浄機の整備費用に充当するものです。現時点での執行額は102万円、予算に対する進捗率は100%です。

感染症対応選挙事務事業は、ある程度の密閉、密集、密接が避けられない開票所における事務従事者等の感染を予防し、かつ事務を効率化するため、パーティション、消毒液、投票用紙分類機を整備するものです。現時点での執行額は492万5,000円、事業が完了したことから進捗率は100%です。

感染症対応庁舎整備事業は、窓開放による換気が困難な議場における感染予防対策として空気清浄機などを整備するものです。現時点での執行額は5万4,000円、消毒

液を購入したものでございます。予算に対する進捗率は6%となっております。現在、より有効な感染症対策を講ずるため、次亜塩素酸空気清浄機、噴霧器の購入を計画しており、11月中には契約締結をする予定でございます。

未就学児用マスク購入事業は、今後の感染拡大の事態に備え、未就学児用のマスクを配備するものです。現時点での執行額は146万3,000円、事業が完了したことから進捗率は100%です。

バス路線運航特別助成は、感染症により路線バス事業の経営に大きな影響を受けている広島電鉄を支援するため助成するものです。現在、要綱を制定し、12月中には助成ができるよう事業を進めているところでございます。進捗率は0%です。

タクシー事業者等支援事業は、町内のバス事業者、タクシー事業者が所有する事業用車両の運行に必要な消毒液やマスク等の取得、あるいは車両への仕切り板の設置などの感染対策費用を助成するものです。こちらは、現在要綱を整備中で、1月中には助成ができるよう事務を進めているところで、進捗率は0%です。

次に、ローマ数字Ⅵの「10月臨時議会の補正予算による臨時的事業」の進捗状況です。これは、10月臨時会でお認めいただいた補正予算による事業の進捗をまとめたもので、主に第2次の交付金を活用して実施する事業でございます。

全国書画展覧会Webサイト構築支援事業は、全国書画展覧会をオンライン上で展開するためのWebサイトを構築する全国書画展覧会運営委員会に初期投資経費の支援を行うものです。現時点での執行額は250万円、予算に対する進捗率は100%です。

感染症対策インフルエンザ予防接種助成事業は、今後、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合、医療崩壊や治療の遅れによる重症化を招くといったことが考えられるため、季節性インフルエンザワクチンの予防接種に伴う費用の公費負担の拡大、臨時的な助成を実施するものです。具体的には、高齢者の自己負担額を従来の1,500円から1,000円に引き下げるとともに、妊婦及び生後6か月から高校3年生までの住民が接種した場合に、1回の接種に対し2,000円を助成するものです。現時点での執行額は1,446万8,000円、予算は当初予算と10月の補正予算を合わせ3,335万9,000円となっており、これに対する進捗率は44%でございます。

続いて、ローマ数字Ⅶの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当状況」でございます。左の表には、予算執行前の第1次交付金1億1,188万6,000



円と第2次交付金2億7,513万6,000円の充当状況を記載しており、第1次交付金は全て充当し、第2次交付金は3,937万1,000円が充当残として残っております。

次に、右の表には予算執行見込みの状況を掲載しており、これまで事業を執行してきた中で、一部では事業が終了したこと及び執行見込額等を精査したことから不用額の整理をし、現時点で充当残がどれくらいあるか確認する表となっております。第1次交付金は2,642万6,000円、第2次交付金は6,746万4,000円、合計で9,389万円が充当残になる見込みとしておりますが、一部事業の延長等に伴い、この額は若干変わってまいります。

こうした状況を踏まえまして、次のローマ数字Ⅷの「新規の臨時的事業（12月以降の補正予算に計上予定事業）」でございますが、第1次交付金と第2次交付金の充当残となった余剰財源を原資として、追加の感染症対策として12月以降の補正予算に提案を予定する事業でございます。

感染症対応確定申告事務事業は、2月から3月にかけて実施する確定申告受付会場における感染症対応のため、受付での密を避けるために電話予約方式を採用し、受付体制の整備を実施いたします。具体的には、コールセンター業務を委託で実施する予定としております。また、Webでも予約受付できるよう検討をしております。事業費は125万4,000円です。

感染症対応設備整備事業（筆の里工房）は、筆づくりの実演エリアにおける感染症対応のため、パーティションを整備する費用に充当するものです。9月補正で非接触型体温計、空気清浄機の整備をいたしました。追加要望させていただくもので、事業費は40万3,000円です。

感染症対応設備整備事業（町立図書館）は、町立図書館における感染症対応のため、非接触型体温計、図書を消毒する図書除菌機の整備費用に充当するもので、事業費は157万円です。

感染症対応町民会館講堂天井整備事業は、現在、町民会館の講堂は避難所として利用しておりませんが、避難者のソーシャルディスタンスの確保を図る観点から今後は講堂の利用を考えており、避難所としての安全性を高めるため講堂天井を整備するもので、事業費は6,000万円です。

感染症対応庁舎換気・空調設備整備事業は、庁舎内の感染症対応のため、換気機能の

強化を図るための換気・空調設備を整備するもので、事業費は現在調整中でございます。

以上、12月以降に予定しております事業を追加し、第1次交付金と第2次交付金を合計した3億8,702万2,000円全てを充当することとしております。

なお、12月定例会には感染症対応庁舎換気・空調設備整備事業を除く4事業について補正予算に計上を予定しておりますので、御審議をいただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況等についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないですか。それでは、新型コロナウイルス感染症対策については、ただいまの説明を了とし、12月定例会で関係議案が提出されるようですので、改めて審議することとし、次の報告に移りたいと思います。

続いて、報告案件、第6次熊野町総合計画の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 第6次熊野町総合計画の策定につきましては、資料3、2枚ものの資料により説明をさせていただきます。

資料3-1「第6次熊野町総合計画（素案）」は、10月30日に熊野町総合計画審議会にお示しした時点での素案でございます。

それでは、資料3を御覧ください。

まず、「計画策定の基本方針」についてです。これにつきましては、本年2月に説明させていただいた内容に、「未知の感染症」といった文言の追加や、実施計画の計画期間を3年間から5年間に変更するなどの修正を行いましたので、再度説明をさせていただきます。

1の「趣旨」についてでございます。

本町では、平成23年度を初年度とする第5次熊野町総合計画に基づき、「ひと まち 育む 筆の都 熊野」を将来像としたまちづくりを推進しておりますが、少子高齢化、人口減少社会の急速な進行、自然災害や未知の感染症など様々なリスクに対する危

機管理体制の強化及びそれらに対する町民の意識の高まりなど、本町を取り巻く環境は大きく変化をしております。本町におきましても、持続的な発展が可能となるよう地域特性や資源を最大限に生かすとともに、様々な政策課題に対し、町民と行政がそれぞれの役割を分担し、連携を図ることが重要となっております。

こうした状況の中、現行計画の計画期間が今年度をもって終了することから、熊野町総合計画策定条例に基づき、町の最上位計画として目指すべき本町の将来像を描き、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示すため、まちづくり全体、また各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的として、第6次熊野町総合計画を策定するものでございます。また、人口減少対策や地方創生に取り組むため、第2期熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合計画と一体的に策定いたします。

次に、2の「計画策定に当たっての基本的な視点」でございます。計画策定に当たっては次の3つを基本的視点としており、現在、それに沿って計画の策定に取り組んでいるところでございます。

1点目、目標と成果を分かりやすく公表できる計画づくりです。町民と共有できる将来像の設定、現況値や目標値、役割分担などを明らかにするなど、分かりやすい計画策定に努めます。

2つ目は、協働による計画づくりです。それぞれの立場で町民と行政がまちづくりを連携・協働して推進するため、町民の意見を聞きながら計画策定を進めます。

3つ目は、優先順位を明確にした計画づくりです。優先順位を明確にした戦略を構築し、限られた経営資源を効果的に配分するため、事業の重点化などにより、効率的な推進を図る計画といたします。

次に、3の「総合計画の体系」についてでございます。本計画は、図で示してありますイメージのとおり、基本構想、総合戦略、基本計画、実施計画で構成いたします。

まず、1つ目の基本構想でございますが、基本構想は、本町の将来像とそれを実現するための基本的理念や施策の大綱を示すもので、計画期間は令和3年度から12年度までの10年間でございます。なお、この基本構想につきましては、熊野町総合計画策定条例により議会の議決事項となっております。

続いて、2つ目の総合戦略につきましては、基本計画における重点的な施策をまとめた重点戦略として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置づけ、人口減少対策や地方創生に関する施策を示します。計画期間は、前期基本計画と同じく、令和3年度か

ら7年度までの5年計画とします。

3つ目の基本計画でございます。基本計画は、将来像の実現に向け、具体的な施策の目的や方針などを示すもので、基本構想と同じく10年間を計画期間としますが、社会情勢等の変化に柔軟に対応できるよう、前期・後期、それぞれ5年間に分けて策定します。

4つ目の実施計画は、基本計画、総合戦略で示した施策の目的を達成するため主要な事業を5か年計画で示すもので、毎年度改定を行います。

資料の右側でございますが、「基本構想」についてです。これから10年、どのようにまちづくりに取り組んでいくのかを示すものがこの基本構想ということになります。

まず、1の「将来像」でございます。「ひと まち 育む 筆の都 熊野 ～なんかいい ちょうどいい そう思えるまちを目指して～」を掲げ、目指すまちの姿を示しております。「ひと まち 育む 筆の都 熊野」は第5次総合計画の将来像と同じでございますが、将来像は10年だけではなく、その先も含めた長期的なものであることから、第6次総合計画においてもこれを継承することとし、さらに新たな視点としてサブタイトルを示しております。世界のブランドとして誇れる熊野筆、日常生活に困ることのない利便性、自然の中で伸び伸びと子育てできる環境などといった、本町における「なんかいい」、「ちょうどいい」という思いをもっと深めるために、町民との「共生による信頼と連携」を基本に持続的なまちづくりを進めることで、「なんかいいことが多いまち」、「私たちの暮らしにちょうどいいまち」を実現しようとするものでございます。

次に、2の「人口ビジョン」でございます。本町の人口は平成12年を境に減少に転じており、減少速度は加速的なものとなっております。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12年に2万人を割り込むものと推計されているため、本計画では、人口の維持に計画的に取り組むこととし、10年後の令和12年の目標人口を2万1,000人とし、令和42年までに1万5,000人を上回ることを将来展望とすることとしております。

次に、3の「土地利用の方向」でございます。現在、本計画と同じく、令和3年度を初年度とする都市計画マスタープランを策定中でございます。長期的な方針となることから、都市計画マスタープランの内容との調整を図り、「土地利用の基本的な考え方」、「ゾーンの構成」、「拠点地域の形成」について、方向性を示すこととしております。

まず、1つ目の「土地利用の基本的な考え方」でございますが、まちづくりの基盤となる土地利用については、長期的な視点に立って、自然と都市が共生する土地利用を基本に、地域の特性を生かしつつ、総合的かつ計画的に行います。

続いて、2つ目の「ゾーンの構成」でございますが、右側の図のとおり、本町の地域構成は、西部地域・中央地域・東部地域の3地域4区分に分類されます。市街地・集落と自然環境の共生を支えるため、都市的エリアと自然的エリアのすみ分けを保持し、それぞれの位置づけに応じた人口密度の維持や環境の保全・形成を図ります。

3つ目の「拠点地域の形成」でございますが、町民の日常生活を維持し、多様な都市活動を支えるため、重点的に整備や保全・機能維持を図る拠点として、「都市拠点」、「地域活動拠点」、「産業拠点」、「みどり・文化の拠点」を設定いたします。

次のページをお願いいたします。

4の「将来像を実現するための基本目標」でございます。基本構想の将来像に示される、「なんかいい」、「ちょうどいい」を実感できるまちを目指して、6つの基本目標と、その目標を達成するための基本施策を示しております。

「基本目標1、誰もが元気で健やかに暮らせるまち」では、目標達成のため、「1、地域福祉の推進」、「2、子育て支援の推進」、「3、高齢者福祉の推進」、「4、障害者福祉の推進」、「5、健康づくりと地域医療体制の充実」、「6、社会保障の安定」を基本施策としております。

「基本目標2、学ぶ力と豊かな心を育むまち」では、目標達成のため、「1、学校教育の推進」、「2、生涯学習の振興」、「3、文化・芸術の振興」、「4、スポーツの振興」、「5、人権が尊重された社会づくり」、「6、青少年健全育成」、「7、地域間交流・多文化共生・国際理解の推進」を基本施策としております。

「基本目標3、活力と魅力に満ちた元気なまち」では、目標達成のため、「1、移住・定住の推進」、「2、商工業の振興」、「3、観光の振興」、「4、雇用の促進」、「5、熊野筆ブランドの充実」を基本施策としております。

「基本目標4、安心・安全で快適に暮らせるまち」では、目標達成のため、「1、防災・減災対策の強化」、「2、砂防・治山・治水の推進」、「3、消防・救急体制の充実」、「4、道路交通網の整備・充実」、「5、生活インフラの整備」、「6、防犯・交通安全対策の推進」、「7、消費者の保護と意識啓発」を基本施策としております。

「基本目標5、人と自然が調和する美しいまち」では、目標達成のため、「1、土地

利用と都市計画の推進」、「2、公園・緑地の整備・保全」、「3、自然環境の保全」、「4、循環型社会の形成」、「5、美しい景観の形成」、「6、農地の維持」を基本施策としております。

「基本目標6、自立と協働 みんなで創る持続可能なまち」では、目標達成のため、「1、町民参画の推進」、「2、効率的・効果的な行財政運営の推進」、「3、スマート自治体への体制整備」、「4、広域連携の推進」を基本施策としております。

続いて、「熊野町総合戦略」についてでございます。

まず、1の「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略について」でございます。

1つ目の「位置づけ」でございますが、「まち・ひと・しごと創生法」第10条の規定に基づく、本町の「まち・ひと・しごと」の創生に関する基本的な計画として位置づけます。また、この総合戦略は総合計画の重点戦略としての位置づけとし、一体的に策定、推進を図ってまいります。そのため「総合戦略」の期間は、総合計画の基本計画の前期（令和3年度から令和7年度）と同様の5年間といたします。

続いて、2つ目の「本町における総合戦略の考え方」でございますが、結婚・妊娠・出産、子育て支援や、女性が活躍できる環境整備を進めるなど、家族で一緒に暮らしやすいまちを実現し、人口ビジョンの実現を目指すための重点的な施策をまとめたものとします。また、それぞれの地域ならではの魅力や地域特性、資源を生かして活力を生み出し、安心して暮らすことができる生活基盤の確保に資するものといたします。

なお、右の図のとおり、総合戦略は基本計画の重点戦略という位置づけとして取組を共有し、個々の事業の目標となる重要業績評価指標（KPI）を実現させ、計画の方向性及び重点目標達成指標（KGI）の達成を目指すことによって、人口ビジョン、さらには総合計画が目指す将来像の実現に向けた取組となります。

3つ目の「総合戦略の方向性」でございますが、「人口減少と地域経済縮小の克服」においては、出生率の回復、転出超過の改善や、持続可能な人口構造の再構築に取り組みます。

資料の右側でございますが、また、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」では、Society 5.0による最新技術の有効活用による地域課題の解決、モノやサービスの生産性・利便性向上、地域の魅力向上など、デジタル技術等の基盤整備や活用の場を飛躍的に高めることにより、新たな時代における好循環の確立を図ります。

次に、2の「重点戦略」でございます。

1つ目の「豊かな人づくり」でございますが、観光・交流機能の充実を図り本町の魅力を高めるなど、交流人口の増加及び本町に関心を持ち多様な形で本町と関わりを持つ関係人口の増大を図る取組の実施や、大学進学時や就職等による転出超過対策として、子供のうちから地元で働く魅力や地場産業への理解を深められる教育の実施などに取り組みます。

2つ目の「暮らしの安心・安全づくり」でございますが、高齢者が本町に愛着を持ち、安心して地域で暮らし続けるため、地域全体による健康増進や、医療・介護提供体制の充実に取り組みます。また、若い世代が快適で、安心・安全な暮らしの場として必要な社会保障や子育て支援の取組の実施、防災・減災への重点的な取組や、感染症予防などの観点から、新しい生活様式の普及のための取組の実施などに取り組みます。

3つ目の「協働の地域づくり」でございますが、右の図にありますように、基本目標に掲げる取組を実施することで、本町に対する誇りや愛着を持つというシビックプライドの意識醸成と普及を図り、それらを通じて「自分たちのまちを自分たちでよくしていく」という、協働・共生のまちづくりに取り組みます。

4つ目の「確かな地域ブランドづくり」でございますが、世界に誇るブランド「熊野筆」の生産地としての基盤がより強固なものとなるよう、熊野筆を中心とした本町のブランド価値を高める施策の実施、町民との協働による新たな観光資源の創造や取組の拡大などに取り組みます。

5つ目の「本町におけるSociety 5.0社会の実現」でございますが、Society 5.0時代のデジタル技術による産業の創造やグローバル化、企業の誘致等の取組の実施や、AIやロボテクス技術を活用した事務や作業の効率化による行政改革、DX、デジタル技術をテコに新しいまちの経営モデルを構築するデジタルトランスフォーメーションの推進、高齢者福祉の向上など、最新技術による人間活動の支援についての研究、導入の促進などに取り組みます。

以上の基本目標及び基本施策と重点戦略との関係は、資料3-1「第6次熊野町総合計画（素案）」の34、35ページに「施策体系図」として整理しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後になりますが、これまで説明いたしました基本方針や基本構想などに基きまして、現在も基本施策や具体的施策について協議・検討を行っております。今後、10月30日に開催いたしました総合計画審議会での審議内容等の反映と合わせて素案の修正

を行い、その修正後の総合計画（案）について、本日から12月下旬にかけて、住民の皆さんから御意見、御提案を募集するパブリックコメント手続を実施いたします。実施方法につきましては、ホームページへの掲載や、役場・公民館に意見箱の備え付けを行い、そこで行います。そこでいただいた意見等を参考に、本年度2月中に最終的に取りまとめを行い、全員協議会において改めて御報告をさせていただきます。また、基本構想につきましては、熊野町総合計画策定条例により議会の議決事項となっておりますので、3月の定例会におきまして御審議をいただきます。

また、我が国は東日本大震災において未曾有の大災害を経験いたしました。この教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定されました。その第13条の規定に基づき、本町が、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本町の区域における施策の推進に関する基本的な計画として、「熊野町国土強靱化地域計画」を総合計画と一体的に定めることとしております。

この強靱化地域計画は、行政全般にわたって指針性を有する点で総合計画と共通しているため、第6次熊野町総合計画の策定と同時・一体的に策定することで、KPI等の進捗管理においても効率的・効果的に行えると考えており、現在、広島県国土強靱化地域計画との整合等について、確認・検討作業を進めているところでございます。

強靱化地域計画中に盛り込む「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策は、基本計画の具体的施策と一致させる必要があるため、基本計画の内容が固まった後に最終的な調整が必要であること、また、広島県国土強靱化地域計画も現在策定作業中であることから、内容については、今後、具体的な調整を図ることとしております。

「第6次熊野町総合計画の策定について」の説明は、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、第6次熊野町総合計画の策定については、引き続き計画策定に取り組んでいただくとともに、策定状況について適宜報告いただくように要望いたします。

暫時休憩いたします。



再開は11時といたします。

休憩 10時45分

再開 10時59分

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

協議案件、熊野町公共施設の指定管理の更新について、執行部から説明を受けたいと思います。

時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 熊野町公共施設指定管理者の更新につきまして、お手元の資料4により説明をさせていただきます。

このたび、熊野町東部地域健康センターと深原地区公園、熊野町中央ふれあい館、熊野町西部地域健康センター、熊野町環境センターが、それぞれ令和3年3月末をもって指定管理期間が満了することになります。このたびの指定期間についてでございますが、熊野町東部地域健康センターと深原地区公園、熊野町中央ふれあい館の3施設は、熊野町指定管理者制度導入基本方針に基づき、継続して同じ団体を指定する場合の「5年間」を適用し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とさせていただきたいと考えております。熊野町西部地域健康センターと熊野町環境センターの2施設につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とさせていただきたいと考えております。

西部地域健康センター及び環境センターの指定期間についてですが、現在の指定管理者である特定非営利活動法人熊野人材センターは、主に広島熊野道路の監視業務を目的として設立され、町内の高齢者の雇用の創出に貢献されてまいりましたが、本年12月での通行料の無償化によりその役割が終了することから、令和3年度末に解散予定であるとのことでございます。熊野人材センターの解散後は、熊野町高齢者能力活用協会が本年度中に法人格を取得し、業務を継承予定とされているということですが、法人移行による業務整理期間を考慮し、令和3年度中のみ熊野人材センターを指定管理者とし、令和4年度以降、法人化された高齢者能力活用協会を新たに指定管理者とする予定でございます。

以上の理由から、西部地域健康センター及び環境センターの指定期間については、令和3年度中の1年間のみとさせていただきたいと考えております。

それでは、まず1の熊野町東部地域健康センターと深原地区公園の(1)施設の概要について御説明いたします。

熊野町東部地域健康センターにつきましては、約5,600平方メートルの敷地と、鉄骨造平家建ての約818平方メートルの建物において、世代間交流、高齢者の生きがいと健康づくり活動、あるいは、子育て支援活動といった目的で、また、深原地区公園は、約3万9,000平方メートルの敷地に、グラウンドのほか、子供の遊び場や芝生を張った広場などを設けて、それぞれ広く地域住民の利用に供しているところでございます。また、平成20年度のオープン時から指定管理者制度を活用させていただいており、引き続き、指定管理者に管理を代行させたいと考えているものでございます。

次に、(2)指定管理者の候補者でございますが、特定非営利活動法人「きらら会」を引き続き指定させていただきたいと考えております。

資料の右側になりますが、(3)指定期間でございます。こちらは5年間としております。当団体には平成20年から継続して指定管理をお願いしており、このたびの指定は第4期目となります。

次に、(4)「きらら会」を指定管理候補者として選定した理由でございますが、平成20年度から13年間、この施設の指定管理者として施設を管理し、この間、事故もなく真摯に業務が遂行されております。施設の維持管理におきましても、清掃や植栽などに地域の老人クラブや地域のコミュニティー団体と連携し、また、施設ののり面に芝桜を定植するなど、当初の目的であった民間における施設管理能力を活用し、効果的かつ効率的な運営、住民サービスの向上が図られております。継続指定申請におきましても、引き続き地域交流を積極的に図るとともに、適正な管理運営を確保しつつ、一層の経営努力により、経費節減や利用料金の増収に努めるとする内容が示されており、その実現が期待できるものと考えております。

最後に、(5)指定管理料でございますが、令和2年度の指定管理料を基準といたしまして、必要な調整を行って、年度ごとの管理料を設定し、施設使用料につきましては、基準額を定めて指定管理費と相殺をさせていただきます。

続きまして、2の中央ふれあい館でございます。

(1)施設の概要でございますが、中央ふれあい館は、旧役場跡地に広く住民に触れ合いの場を提供するとともに、福祉コミュニティーの形成、地域住民の趣味及び文化活動の推進並びに健康増進等を図り、もって中溝地区中心市街地の活性化を促進させるこ

とを目的に、機能としましては、地方自治法に基づく「公の施設」と住民課の「出張所」、郵便窓口業務の委託等に関する法律に基づく「簡易郵便局」で構成する多機能複合施設として設置された施設でございます。

資料の2ページ目をお願いいたします。

次に、(2) 指定管理者の候補者でございますが、株式会社公和を引き続き指定させていただきたいと考えております。株式会社公和は、指定管理施設の管理運営及び附帯する一切の業務と、定款の目的にもございますとおり、中央ふれあい館の指定管理を行うために設立された会社でございます。

(3) 指定期間でございますが、こちらも5年間でございます。当団体には、平成21年から継続して指定管理をお願いしており、このたびの指定は第4期目となります。

次に、(4) 指定管理候補者の選定理由でございます。まず、大変申し訳ございません。資料の訂正をお願いいたします。主な実績の表というのがございます。こちらの平成30年度利用者数のうち、部屋使用者数が1万2,091人というふうになっておりますが、正しくは1万2,019人の間違いでございました。訂正しておわび申し上げます。

選定理由でございますが、この法人の代表者は平成16年度からは館の諸業務を受託し、また、平成22年度から中央ふれあい館の指定管理者として、館の管理や公共サービスの提供実績が豊富で、この間、事故もなく真摯に業務が遂行されており、安心して委任することができると考えております。

最後に、(5) 指定管理料でございますが、本年度の指定管理料を基準といたしまして、必要な調整を行い、年度ごとの管理料を設定いたします。施設使用料は基準額を定めて指定管理費と相殺することとしております。

続きまして、3の熊野町西部地域健康センターについてでございます。

西部地域健康センターは、議会から御承認いただき、平成21年度から指定管理者制度を活用させていただいておりますが、引き続き、指定管理者に管理を代行させたいと考えているものでございます。西部地域健康センターにつきましては、約2,800平方メートルの敷地と、鉄筋コンクリート造2階建ての610平方メートルの建物において、多世代交流、高齢者の生きがいと健康づくり活動、あるいは子育て支援活動といった目的で、広く地域住民の利用に供しているところでございます。

次に、資料右側の(2) 指定管理者の候補者でございますが、特定非営利活動法人・

熊野人材センターを、引き続き指定させていただきたいと考えております。熊野人材センターは、熊野町及びその周辺地域におきまして、地域経済の活性化や福祉の推進に関する諸事業を実施し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とし、平成20年2月に設立されたNPO法人でございます。

(3) 指定期間でございますが、先ほど御説明しましたとおり1年間というふうにさせていただきたいと思っております。

次に、(4)「熊野人材センター」を候補者として選定した理由でございますが、この法人は、公の施設の運営管理業務受託のほか、高齢者・障害者の介護支援事業や子育て支援事業など、社会福祉の推進に関する事業を通して地域社会の発展に寄与されております。西部地域健康センターの指定管理者として、21年度から現在まで12年間、町条例及び関係法令等を遵守し、地域に開かれた施設運営に努めてられております。

最後、(5) 指定管理料でございますが、令和2年度の指定管理料を基準とし管理料を設定しまして、施設使用料は基準額を定めて指定管理費と相殺いたします。

次の熊野町環境センターにつきましては、住民生活部長から御説明をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） それでは、資料3ページ目をお開きください。

4の熊野町環境センターについて御説明をいたします。環境センターは、議会から御承認をいただき、平成20年度から指定管理者制度を活用させていただいておりますが、引き続き、指定管理者に管理を代行させたいと考えるものでございます。

まず、(1) 施設の設置目的・概要でございますが、約5,900平米の敷地と、鉄骨造2階建ての事務所棟・ストックヤード等約790平米の建物において、廃棄物を衛生的に処理・保管して、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っているところでございます。

次に、(2) 指定管理者の候補者でございますが、特定非営利活動法人・熊野人材センターを引き続き指定させていただきたいと考えております。熊野町人材センターの概要は、先ほど健康福祉部長から説明させていただいたとおりでございます。

次に、(3) 指定期間についても先ほど健康福祉部長から説明させていただきましたとおり、1年間でございます。当団体には、平成20年から継続して指定管理をお願い

しており、このたびの指定は第4期目となります。

次に、(4)「熊野人材センター」を候補者とした理由でございますが、熊野町環境センターの指定管理者として、平成20年度から現在まで13年間、町条例及び関係法令を遵守し、事故もなく、真摯に業務の遂行に努められておられます。このたび提出された事業計画書にも、引き続き、住民の利便性の向上を図る取組を行うこととされており、その実現が期待できるところであります。

次に、(5)指定管理料でございますが、令和2年度の指定管理料を基準として、必要な調整を行って年度ごとの管理料を設定してまいります。廃棄物処分手数料は今までどおり指定管理費と相殺せずに、町の収入といたします。

最後の5の今後の事務スケジュールでございますが、ただいま御説明いたしました5施設の今後の予定としましては、12月定例議会において指定管理者指定議案を提出させていただきます。議会で御承認いただきました後に、令和3年度当初予算案に債務負担行為及び令和3年度委託料の予算を計上させていただきたいと考えております。

以上で、熊野町公共施設の指定管理者の更新についての説明を終わらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番(光本) 冒頭の説明で、人材センターの解散の件に伴って、高能協が法人化をするということですが、これはシルバー人材センターのほうに移行するということですか。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長(時光) 名称としては、先日役員会にちょっと出席させてもらったんですけど、シルバー人材センターという名前ですとされるということでございます。ただ、内容的にはこれまでどおりの事業を行っていくということで、今後、事業を拡大されるときにはまた町のほうへ相談をされるというふう聞いております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、このあたりでまとめさせていただきます。ただいまの熊野町公共施設の指定管理の更新については、12月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、報告案件、次期熊野町都市計画マスタープラン（素案）について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設農林部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部長（沖田） それでは、報告案件の次期熊野町都市計画マスタープラン（案）について御説明いたします。

お手元にお配りをしております、資料5-1、5-2を御確認ください。

熊野町都市計画マスタープラン（案）を資料5-2としてお手元にお配りしておりますが、資料が多量のため、策定案の内容をまとめました資料5-1にて主に説明いたします。また、主要な内容や図及び表の説明につきましては、資料5-2を交え御説明いたします。

それでは、A3判横1枚の資料5-1を御覧ください。

項目番号1の「要旨」でございます。令和3年3月の「熊野町都市計画マスタープラン」策定に向け作業を進めており、案を策定したことから、本日から12月下旬にかけて町民から幅広く意見を聴取し、本町のまちづくりに生かすことを目的にパブリックコメントを実施するものでございます。

続きまして、項目番号2「都市計画マスタープランの基本的事項」について御説明いたします。資料5-2では、1ページから3ページの内容となります。

(1) 計画の背景・目的でございますが、都市計画マスタープランは、土地利用や道路、公園、下水道の整備、自然環境の保全など、長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性の指針となる計画でございます。

次に、（２）上位・関連計画等でございますが、本計画は、本町の上位計画である令和３年３月策定予定、第６次熊野町総合計画、関連計画である令和元年９月策定、熊野町災害復興計画や、県の令和３年３月策定予定、広島圏域都市計画マスタープランと整合・連携を図っております。

続いて、（３）計画年次でございますが、令和２２年を展望しつつ、今後、１０年後の令和１２年までの期間を計画目標と定めております。

続きまして、項目番号３「まちづくりの課題」について御説明いたします。資料５－２では５ページから４９ページの内容となります。

「まちづくりの課題」は、本町の概況や住民アンケート調査、現行計画の検証、上位・関連計画の整理を踏まえ、課題を抽出し整理をいたしました。課題１「平成３０年７月豪雨の教訓を生かした災害に強いまちづくり」、課題２「社会動向に応じた土地利用の適切な誘導」、課題３「地区内道路の改善と広域交通ネットワークの強化」、課題４「良好かつ持続可能な居住環境の形成」、課題５「自然環境の保全と公共空間の活用・管理」、以上、これらの５項目を課題として掲げております。

続きまして、項目番号４「まちづくりの目標」について御説明いたします。資料５－２では、５１ページから６３ページの内容となります。

初めに、上位計画である次期総合計画の将来像や基本目標を踏まえ、本町のまちづくりにおける都市計画の観点、インフラやハード整備を推進・促進するに当たり、将来都市像として、「筆にのせて未来を描くまちづくり」を掲げ、未来につながるまちづくりを目指してまいります。この将来都市像の実現や、先ほど説明いたしました項目番号３の「まちづくりの課題」の解決を図るため、５つの「まちづくりの目標」を掲げております。

まず、目標１「安心・安全で快適に暮らせるまちづくり」。この目標は、項目番号３「まちづくりの課題」として説明させていただいた、課題１・３・４に対応した目標となっております。

次に、目標２「コンパクト＋ネットワーク型のまちづくり」は、課題１・２・３・４に対応した目標でございます。

続いて、目標３「活力・魅力満ちあふれるまちづくり」は、課題２・４・５に対応した目標でございます。

続いて、目標４「人と自然が調和する美しいまちづくり」は、課題１・２・５に対応

した目標でございます。

続いて、目標5「住民主体のまちづくり」は、課題1・4・5に対応した目標でございます。また、これらのまちづくりを進めるため、デジタル技術とデータなどを積極的に活用し、地域が抱える課題の解決や、持続可能な都市経営を実現するため、スマートシティの取組を推進します。

資料5-2に移りまして、58ページの地域区分と拠点の位置図を御覧ください。58ページでございます。本町の地域特性や行動圏域を踏まえ、町内を「西部地域・中央地域・東部地域」の3地域4区分に設定しております。

続いて、資料5-2の62ページの将来都市構造図を御覧ください。この将来都市構造図は、各地域に活動拠点を配置し、それらが効果的・効率的に連携し、環境負荷の低減や市街地拡大の抑制、産業振興、良好な居住環境形成など、ゾーンごとの特性・役割を生かした持続可能なまちづくりを踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進いたします。また、交通ネットワークなどの軸の設定やまちの骨格を示したゾーンの設定などを示しております。

資料5-1にお戻りください。

続きまして、項目番号5「まちづくりの方針」について御説明いたします。資料5-2では、65ページから107ページの内容となります。

「まちづくりの方針」は、先ほどの項目番号4で御説明いたしました「まちづくりの目標」の実現に向け、分野別の基本方針となるものでございます。

申し訳ございませんが、ここで資料5-1の修正がございます。1、土地利用の方針のページ番号に誤りがございました。67ページから77ページと記載しておりますが、67ページから74ページの誤りでございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、資料5-2に移り、68ページを御覧ください。68ページでございます。

2) まちづくりの基本方針、①市街地の配置方針について御説明いたします。

1ポツ目でございますが、現行市街化区域については、原則として市街地として位置づけます。しかし、現在も宅地化されておらず、将来にわたっても計画的な市街地整備の見込みがない地区、及び土砂災害特別警戒区域等の災害発生の危険性の高い地区については、市街化区域から除外することを検討してまいります。

次に、2ポツ目でございますが、市街地周辺は、県道矢野安浦線バイパス等の広域幹線道路整備に併せ市街地形成が必要とされる地区については、自然環境との調和に留意



し、市街地整備の実現化方策が担保された時点で、計画的市街地として地区計画制度の活用を促進いたします。

続いて、3ポツ目でございますが、その他の市街化調整区域については、開発許可制度や地区計画の適正な運用などにより、無秩序な開発を抑制し、地区の実情に対応した良好な環境の保護・形成を図ります。このような市街地配置を適正に進め、快適で安全・安心な市街地環境を確保するため、都市計画マスタープランの高度化版となる「立地適正化計画」策定について、令和3年度より検討を進めてまいりたいと考えております。

これらの内容を取りまとめた図の資料5-2、74ページ、土地利用方針図を御覧ください。市街地等への誘導を促す地区として、現行の熊野町都市計画マスタープランでは、下段に記載してあります凡例、これの右上にございます「道路整備に対応した市街地検討地区」のみの記載しかございませんでしたが、今回の計画では、新たに県道矢野安浦線テクノ自動車学校周辺、県道瀬野呉線バイパスの沿道利用を促進することを目的に、青色の破線で囲っております「道路整備に対応した産業誘導地区」を位置づけております。また、東広島市側から本町の玄関口として、民間事業者による開発が進められている地区については、さらなる発展を促進するため緑色の破線で囲っております「観光・レクリエーション構想地区」を位置づけております。さらに、萩原地区及び城之堀地区周辺でオレンジ色の破線で囲っております「住工共生地区」を位置づけております。

資料5-1にお戻りください。

次に、「2、安心・安全で快適に暮らすための防災・減災まちづくりの方針」について御説明いたします。資料5-2では75ページから79ページの内容となります。

内容といたしましては、(1)自然災害に強い土地利用の方針、(2)防災・減災対策の強化方針、(3)安全で安心な道路空間の整備方針について記載をしております。

主な内容といたしまして、資料5-2、75ページの(1)自然災害に強い土地利用の方針を御覧ください。

1) 基本的な考え方に記載しております内容といたしまして、誰もが安心して居住することのできる災害に強いまちを目指し、災害の未然防止、災害による被害の軽減等のハード整備とソフト施策を組み合わせ、災害に強いまちづくりを推進します。そのため、ハザードマップやGISによる検証に基づき、土砂災害や洪水等の危険性が高い地域の安全対策を促進するとともに、市街化調整区域では、災害危険区域内への新規開発を抑

制してまいります。

資料5-1にお戻りください。

続いて、「3、コンパクト+ネットワーク型の都市施設の整備方針」について御説明いたします。資料5-2では80ページから87ページの内容となります。内容といたしましては、(1) 主要な都市機能の維持・整備方針、(2) 交通ネットワークの整備方針、(3) 生活インフラの整備方針について記載をしております。

続いて、「4、活力・魅力に満ちあふれるまちづくりの方針」について御説明いたします。資料5-2では88ページから97ページの内容となります。内容といたしましては、(1) 活力を生み出す市街地整備方針、(2) 魅力あふれる景観形成の方針について記載をしております。

続いて、「5、人と自然が調和する水と緑のネットワーク整備方針」について御説明いたします。資料5-2では98ページから104ページの内容となります。内容といたしましては、(1) 自然環境の保全の方針、(2) 公園・緑地の整備・活用方針、(3) 都市環境形成の方針、(4) 農地の保全・活用の方針について記載をしております。

続いて、「6、住民主体のまちづくりの推進方針」について御説明いたします。資料5-2では、105ページから107ページの内容となります。内容といたしましては、(1) 継続的な都市づくり、(2) 町民主体のまちづくりの推進について記載をしております。

続きまして、項目番号6「地域別構想」について御説明いたします。資料5-2では109ページから146ページの内容となります。

地域別構想は、地域ごとの特性に応じて目指すべき将来都市像の実現に向け、まちづくり方針を具体的に明示するもので、今後、住民との合意委形成を図りながら、地域のまちづくりを行っていくための目標となるものです。地域区分の設定は、項目番号5「まちづくりの方針」の「1、土地利用の方針」で御説明いたしました、西部地域、中央地域①及び②、東部地域の3地域4区分でございます。

また、地域の概況や住民アンケート調査を地域ごとに集計を行い、地域の実情を踏まえ、特性や課題を抽出し、取組方針を挙げております。

まず、(1) 西部地域（該当地区は熊野団地、平谷、川角地区）でございます。資料5-2では112ページから120ページの内容となります。主な取組方針として、防

災まちづくりの推進や空き家を活用したゆとりある居住環境整備と定住促進などを挙げております。

続いて、（２）中央地域①（該当地区は呉地、出来庭、中溝地区）でございます。資料５－２では１２１ページから１２９ページの内容となります。主な取組方針として、筆の里工房を起点とした筆の軸エリアの魅力づくりや安心・安全・快適な道路環境づくりなどを挙げております。

続いて、（３）中央地域②（該当地区は萩原、城之堀地区）でございます。資料５－２では１３０ページから１３７ページの内容となります。主な取組方針として、安心・安全・快適な道路環境づくりや住農工の共生したゆとりある居住環境整備などを挙げております。

続いて、（４）東部地域（該当地区は初神、新宮地区）でございます。資料５－２では１３８ページから１４５ページの内容となります。主な取組方針として、安心・安全・快適な道路環境づくりや産業拠点づくりなどを挙げております。

最後になりますが、御説明いたしました内容につきましては、熊野町都市計画審議会を昨年度から計４回開催し、御意見を伺い、協議・検討を進めてまいりました。また、パブリックコメントの実施方法につきましては、ホームページへの掲載や、役場・公民館等での備え付けを予定しております。そこでいただきました御意見等を参考に、令和３年２月中に最終的な取りまとめを行い、２月の全員協議会において改めて御報告させていただきたいと考えております。

以上で、「次期熊野町都市計画マスタープラン（案）について」の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、ただいま次期熊野町都市計画マスタープラン（案）について説明を受けました。引き続きプランの策定に取り組んでいただくとともに、策定現況について適宜報告されるよう要望し、次の報告に移りたいと思います。

続いて、報告案件、下水道事業の地方公営企業法の適用について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） それでは、報告案件6「下水道事業の地方公営企業法の適用について」でございます。お手元の資料、A3判1枚ものの資料6、「下水道事業の地方公営企業法の適用について」に基づいて、現在の状況を御報告いたします。

まず、項目番号1、「地方公営企業法適用の経緯について」でございます。地方公営企業の法適用につきましては、平成31年1月に、総務省より、事業経営の健全性を確保し経営基盤の強化を図ることを目的とした、下水道事業についての新たなロードマップが示され、令和5年度までに人口3万人未満の地方自治体においても、公営企業会計への移行が求められました。熊野町においては、新たなロードマップが示される以前から法適用移行の準備を進めていたため、令和5年度を待たず令和4年4月の法適用開始に向けて作業を進めている状況でございます。

次に、項目番号2、「地方公営企業法適用による効果について」4点列挙しております。

まず（1）「経営状況の明確化」ですが、水道事業と同様に、損益計算書・貸借対照表など財務諸表を作成することにより、収益性・安定性・将来性の指標分析や経営状況分析が可能となります。

次に、（2）「適切な使用料の算定」ですが、減価償却費を含めたトータルコストを算定することにより、これに対する適正レベルの使用料水準を算定することができます。

次に、（3）「施設の適正な財産管理による情報公開と透明性の向上」ですが、固定資産を整理することにより、資産価値、資産の運用指針を明確にし、公共下水道事業の経営状況の正確で明確な把握及び情報公開と透明性の向上を図ることができます。

最後に、（4）「消費税の節税効果」ですが、地方公営企業法の適用により、減価償却の仕組みが導入されることから、消費税計算の特例を受けることが可能となり、今まで課税対象であった一般会計繰入金を減価償却費へ充当することで不課税収入となり、節税効果が期待できます。

続きまして、項目番号3、「法適用の範囲について」でございます。地方公営企業法を適用するに当たっては、法の規定の全部が適用される「全部適用」もしくは財務規定等のみが適用される「一部適用」のどちらかを地方自治体の実情に応じて選択することができます。選択をするに当たり、全部適用では、職員身分等の組織体制の構築や条例・規則等の改正に係る事務が一部適用に比べ負担が多いこと、及び一部適用（財務規

定のみの適用であります)であっても、会計方式は地方公営企業会計に移行するため、本来の目的である安定した下水道事業経営の持続を行うための取組が可能であることなど、組織面や財務面、事務面等を総合的に比較検討した結果、当町では、現行の組織体制を生かした最小の変更で移行が可能となる財務規定等のみの一部適用を採用いたします。

最後に、項目番号4、「法適用移行に係る今後のスケジュールについて」でございます。熊野町公共下水道事業の法適用を行うに当たり、今後必要となる業務といたしましては、大まかに分類し3つございます。1つは「固定資産調査及び評価」。2つ目は「法適用準備事務」として、関係部署との調整、条例規則等の制定・改廃、新予算調整、打切り決算等。3つ目は、「システム構築」でございます。特に時間を要するのが固定資産調査及び評価であるため、令和元年度から既に業務委託により実施しておりますが、「法適用準備事務」につきましては本年度から令和3年度を中心に、「システム構築」は本年度に実施する予定とし、令和4年度の法適用開始に向けて順次準備を進めております。

「下水道事業の地方公営企業法の適用について」の報告は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、下水道事業の地方公営企業法の適用については、引き続き法適用に向けての準備を進め、法適用後には事業経営の健全性を確保及び経営基盤の強化を図り、適正かつ効率的な事業運営に努めることを要望し、次の報告に移りたいと思います。

続いて、報告案件、上水道事業の広域連携について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設農林部長。

~~~~~〇~~~~~

○建設農林部長（沖田） それでは、報告案件7「上水道事業の広域連携について」御報告いたします。お手元の資料、A3判1枚ものの資料7「上水道事業の広域連携について」を御覧ください。

まず、項目番号1、「経緯」でございます。広島県における広域連携につきましては、平成30年4月から、広島市に事業を委託している府中町と坂町を除いた21市町と広島県で構成する「広島県水道広域連携協議会」において、施設の適正化等や料金統一を視野に入れた広域連携について検討が進められてきました。本年1月には、広島県による整理案「広島県における水道広域連携の進め方について」がまとめられ、広域連携の枠組みとして、統合による連携である「企業団」方式が適当とされ、料金統一については、10年間は現在の市町別の料金体制を維持し、10年後に改めて検討することが示されました。また、本年6月には、広島県により「広島県水道広域連携推進方針」が公表され、広域連携の枠組みとして、正式に企業団方式で推進していくことが示され、令和2年度までに市町ごとに統合への参画の判断が求められている状況でございます。

なお、令和2年度中に判断が困難な場合は、令和3年度以降の判断も可能となっております。

次に、項目番号2、「現在の状況」でございます。

まず(1)「統合への参画状況」ですが、令和2年10月現在において、広島市、福山市及び世羅町の3市町が正式に表明しております。広島市、福山市は「統合以外の連携」（参画しない）、世羅町は「統合へ参画」という状況となっております。

次に、(2)「広島市、福山市が参画しないことによる影響」でございます。

まず、「概算効果額」についてですが、広島県において、広島市及び福山市を除く概算効果額を試算した結果、概算効果額は市町・県ごとに積み上げて試算していることにより、総額は広島市及び福山市分の効果額分が減少するものの、市町・県ごとの効果額に大きな影響はない結果となっております。

次に、「統合の受皿組織」についてですが、広島市及び福山市が参画しないことにより、県内の全給水人口ベースで60%以上が統合による連携に参画しないこととなります。また、両市が参画しなくても、広島県における水道用水供給事業を継続する必要があることから、共同処理の範囲を踏まえると、本年6月に県が示した企業団から広域連合企業団となる可能性が生じております。なお、双方に事業運営やサービス面での特段の差異はございません。

続きまして、項目番号3、「企業団設立準備組織の設置」についてでございます。こちらは、水道事業の統合に向けた準備を円滑に行うため、令和3年4月を目途に、統合への参画を表明する市町の各首長を構成員とする「企業団を設立するための準備協議会」

を設置するものでございます。

まず、（１）事務局でございますが、事務局は広島県企業局内に設置されます。職員は、県職員１３名と市町から８名の派遣職員で構成され、派遣をしない市町につきましては、円滑な準備を進めるため、職員の兼任により対応することとなっております。

次に、（２）運営費です。企業団の設立までに必要な費用は、令和３年度及び４年度の企業団準備組織運営費及び企業団設立準備費となっており、その費用負担は、県の一般会計が２分の１、構成団体、これは県の企業局と市町となりますが、これが２分の１を負担いたします。熊野町分においては、２年間で約４００万円程度の見込みとなっております。なお、見込額につきましては、統合に参画する市町数により変動いたします。

続きまして、項目番号４、「懸案事項」を４点列挙しております。

まず、１点目として、広島市、福山市が統合へ参画をしないことにより、先ほど申しましたとおり、県内の給水人口ベースで６０％以上が統合による連携に参画しないこととなります。このことから、現在、参画を検討している市町が、令和２年度中の参画を見送る可能性があり、統合に参画する市町が極端に減少する可能性があるため、各市町の動向を注視することが重要であると考えております。

次に、２点目でございます。項目番号１、「経緯」でも説明いたしましたが、企業団設立後の料金の統一については、１０年間は市町別の料金を維持し、１０年後に再検討することとなっております。しかしながら、県の概略の事業計画によれば、各市町における料金の上昇は避けられない見込みとなっており、熊野町における１０年後の料金の引下げの可能性は低いと考えられています。

次に、３点目でございます。企業団として県内の広範囲で水道事業を運営することとなる中で、業務や窓口等の現地機関は段階的に集約され、加えて広域連携による効果額の試算においても人件費が１０％削減される見込みであることから、職員数の逡減による住民サービスの低下が懸念されます。

最後に、４点目でございます。現在、広島県により事業推計等を提示されておりますが、あくまで推計値であり、統合へ参画する市町も確定していない状況のため、不明確な部分が多いものとなっております。また、明確な方針等は今後設立される準備組織において確立していくため、参画への判断材料が少ない状況でございます。

続きまして、項目番号５、「今後の方向性」でございます。熊野町においても、広島県から原則、令和２年度中に統合への参画について判断を求められていることから、メ

リット、デメリットを総合的に判断し、慎重に検討を進めてまいります。しかし、統合への参画については、令和3年度以降の途中参画も可能であり、途中参画時には準備組織にかかった費用を負担する必要があるものの、その他のペナルティー等は発生しないとの説明であったため、各市町の参画の状況及び準備組織の進捗状況等を把握した上で、途中参画も選択肢の1つとして慎重に検討いたします。

最後に、項目番号6、「スケジュール」でございます。こちらは、統合に参画する場合の企業団での事業開始までの主なスケジュールとなります。

「上水道事業の広域連携について」の報告は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 各市町の動向を注視する必要があるとのことなんですけれども、首長同士の意見交換とかそういったことがあるのか。また、町長のお考えをお伺いしたいと思うんですけれども、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） この問題は前から議論されておるんですが、結局、人口の多い広島市といろいろ折衝されたんでしょうが、広島市は入らないということが確定して、福山市はそれに続いて入らないという状況です。私個人としては、やはり熊野町長としての立場を超えて、やっぱり水道事業というのは限界が来るんだろうと考えてます。うちは県用水から買っているんで高いんですが、更新事業は利益を上げながら着実にやっております。ただ、広島市、福山市の状況は分かりませんが、こういった費用が今後かかってくると思いますので、できれば全部が入ってみんなで支えていくというのが理想だと考えております。

たちまちの対応ですが、今ほんといって悩んでます。今言ったように、令和2年度までが大体原則なんですけど、令和3年度の後から参加すると、あまり正攻法ではないんですけど、ちょっと状況が分からない状況で、どちらを取るかはちょっと早急によく考えて



決定していきたいと思います。将来的にはやはり、理想から言えば水道事業は、香川県とかいろいろ統一でやっておりますが、そういった方向が望ましいとは思っています。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 将来的に住民サービスの低下につながることはないよう、慎重に御検討いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 広島県水道広域連携協議会の構成員の中に、府中町、坂町というものが参加されていないんですけども、デメリットがあるから多分これ参加されていないような気がするんですが、この近隣の2つのまちが参加していない理由というのが分かれば、教えていただきたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） 府中町、坂町でございますけれども、この2町につきましては、上水道事業を広島市の水道事業のほうに委託しております。ということで、府中町、坂町については水道事業をやっておらないという状況で、この2町が入っておらないということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） すみません。ちょっと例えば先ほどの説明なんですけども、熊野町が広島市のほうに参画するという可能性というのはあるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） 周辺の坂町、府中町につきましては、広島市に、先ほど申しましたように水道事業に委託をしておるとい状況がございしますが、これについては配水池等、主要な水道施設の改造等をしなくても、標高等の問題もなく給水できるという状況がございします。熊野町については、標高がもともと高いこともありますし、近接して広島市水道の本管等がないこともございまして、打診をしたことも恐らくないんだらうという状況で、今から事業が厳しくなっていく中では、先ほど町長が申しましたように、県内全域で統合を目指すという方向性になろうかと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、上水道事業の広域連携については、企業団への統合の参画について慎重に判断し、熊野町において将来的に安心、安全な水道水が継続して供給できるよう、また町民に不利益が生じないよう協議・検討していただくことを要望し、まとめとします。

以上で、執行部からの報告及び協議を終わります。執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩します。

再開は1時半、13時30分に第1委員会室で行います。よろしく願いいたします。

休憩 11時56分

再開 13時28分

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

まず、午前中の協議の中で、建設部長のほうから訂正があるということなので、沖田部長、よろしく願いします。

沖田建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） 午前中の全協の中で、報告案件の中で、水道事業の広域連携の件

でございます。尺田議員さんのほうから、府中町と坂町が名前がないのはなぜかという  
問いの中で、両町は広島市の水道事業のほうに委託しておるという回答をいたしました。  
これは間違いでございまして、両町についてはもともと水道事業をやっておりません。  
というのが、昭和57年に今の安芸区のほうが広島市のほうに合併したわけございま  
すけれども、それ以前につきましては、今の安芸区プラス府中町と坂町で安芸水道企業  
団という、一般的に分かりやすく言うたら一部事務組合の公営企業版なんですけれども、  
そういう企業団で水道事業を実施しておりまして、昭和57年の合併と同時に、府中町、  
坂町を含めましてその事業を広島市水道局が引き継いだという格好になっております。  
ですから、府中町、坂町から広島市水道局に対して委託料を支払ったりとか、負担金を  
払ったりということは一切生じておりません。あくまでも広島市水道局の事業として府  
中町と坂町に水を供給して料金を徴収しておるということでございました。誠に申し訳  
ございませんでした。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員、よろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） はい、ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） 申し訳ないです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） では、御退席願います。

それでは、続きまして、協議案件、全員協議会における今後の審議内容について協議  
をします。

本日は視察の在り方についての協議をしたいと思えます。先月に引き続いての協議と  
いうことになります。これにつきましては、先月はいろんな意見が出されました。それ  
で、もう少しこれを詰めていきたいなと思えます。

まず、御意見とか、疑問点とか、何かあればお願いします。今日はちょっと欠席者も  
たくさんおられるんですけれども、結論を今日出すということでもありません。しかし、  
あらかたの方向性を示していきたいなと思えます。皆さん、それぞれの考え方を聞かせ  
てもらえたらなと思うんですが、いかがでしょうかね。順番ということでよろしいです  
か。

じゃあ、水原議員のほうから、御意見なり何なり。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 僕が思うには、前回3日間で行く研修の分を勉強会にしたかどうかということじゃったんですが、臨機応変というか、ほんまにみんなで行けるものがあれば行って、それは1泊2日でもいいと思うんですね、2泊3日にこだわらず。そういうところはもう臨機応変でいけばいいのかなと思いました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） その都度という、毎年という感じですね。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） そうですね。毎年ですよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 私はちょっと極端ではありますがけれども、一切やめてしまえばいいんだと、そういうものはもう必要ない時代なんだというふうに考えております。町民の方から見ても、研修旅行と視察旅行と慰安旅行との区別というのは非常につきにくいわけで、行って宴席なしというのもさえんという話になります。そうすると、町民の方から見たら、宴会をしに行ったんかいという声が聞こえてくるのも事実ですから、もう費用対効果の面から、それほど重要でなくなると考えますので、全部やめてしまうのがいいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 続きまして、光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 昨年、初めて全員研修へということで参加をさせていただきました。そのときの感想なんですが、当初、国総研へ視察研修というスケジュールを組まれておって、ああいう状況、地震の関係で中止になったということがあって、それは当初の目的が実現できなかった、実行できなかったんで未知数いうところもあるんですけども、ちょっとそれをもってしても、もうちょっと本当に必要な研修かの、全員が行かにかいけんのんかのという気がします。

特に、それまではいろいろ聞くところによると陳情、地元の国会議員等へ陳情活動と

ということで全員が行かれとったというようなことも聞きましたが、これあたりはもう議長ないしその代表者たるものが行けば済むような気がします。全員がどうしても行かないけんいう気はいたしません。

ということで、特にこれは去年の研修会、視察研修が終わった後でも、議員一人一人がじゃあ報告書を出したんか。出せいう、出そうじゃないかという声もなかったですし、本来、今全国的に議員に対する批判、いろんな問題視されている中で、視察研修に対する目の厳しさがありません。それが全て悪いとは言いませんけども、行ったからには最低限、各議員がそれぞれお金を使っただけの成果をやっぱり出さなきゃいけない。その成果を出すのは行った後になるんじゃないと思うんですけども、最低限、やっぱり報告書等はそれぞれ出す義務があると思います。

そういうような状況の中で、特にコロナ、今回、第3波が来て、来年度もこのままじゃあこれはどうなるか分からんけえじゃが、ちょっと全員が行くような状況にはないと思います。ということで、当初作られている案の中で、令和3年度、4年度は行わないと書かれています。これを私は支持します。代わりに、これも案に書かれています。議会に関わる著名人を招いての講演会、勉強会ということ、これは私も賛成です。という方向で進めていただいたらと思います。

また、改選後については、改選後にメンバーが決めればよいと思います。取りあえずは我々の今期の任期中はこの案でよいと私は思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 私も先ほど光本議員と同じような感じがあるんですけど、昨年も初めて議員にならせていただいて、そういった場所といいますか、そういった講義とか、そういったものを受けて非常に新鮮に感じました。それはもちろんそういうことで感じないといけないんですけど、そういった意味では研修そのものは私にとっては有意義な研修ではあったかなというふうに思いますが。

今回、議論になっているのは、当然コロナ禍での対応をどうするかということなんでしょう。そういった意味では、やっぱりコロナが終息して、平時の生活に戻ったときに、再度、そこらを考えてもいいのかなという感じがいたします。したがって、ここにありますように、コロナがあと2年続くと仮定すれば、2年間は行かなくてもほかに代替す

るような、提案がありましたようなことでもいいのかなと思いますし。あえて行くということになれば、自分なりのテーマを持って、極端に言えば会社でもありますが、復命書を書いて、そういったことも一つのやり方とってはあるんかと思いますが、そこまですればいいのかと思いますが、当面は、2年間はやらないほうがいいのかというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 視察のことだけ言うたらいいのか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 視察のことです。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 私の視察のほうの意見なんですけど、毎年定例ということであるなら行かなくてもいいと思うんですけども、しっかり視察に行く目的なり、そういったものがあつて行くなら、議員一人一人が勉強しに行くという意識の下、目的を持って行くのであればやればいいと思うんですよ。

何だったかな、視察へ行って何の意味があるんじゃないかという意見もあるんだけど、ペーパーですりゃいいんじゃないかとかって、行かずに。だけど、実際行くことによって、実際に目で見て、実際に耳で聞いて、当事者同士意見交換をする中で、ペーパーじゃあ得られん生の情報というのを聞く機会というのはあるんですよ。そういった意味でいえば、視察というのは有効な手段だと思うんだけど、議員それぞれが旅行感覚で行くんじゃないなくて、行ったんなら何かつかんで帰っちゃろうとか、熊野へ生かせるものをつかみ取って帰っちゃろうという気持ちがあるなら、わしは有効だと思うんで、そのときそのときに応じて、目的意識をもって視察に行くというんだったら、わしはいいとは思いますが。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 私も視察の在り方なんですけど、中身によるんだと私は思っております

ので。

それと、2年前に熊野で災害が起きたときに、その後、各市町から熊野に現場でそういう大原のことで視察に来られました。そのとき、テレビとかで随分熊野を見させていただきましてと言われたんですが、現実、この庁舎のここでたしか対応させていただいたと思うんです。そのとき議長もいらっしゃったと思うんですが、その中で、地方の山を見られて、熊野へ来られて、いや、こういうとこなんだというのを目の前にされて、僕は生の声を聞かせていただいて、お話を差し上げたようなことだったんですけど、私たちが議員として何かこういうテーマか何かあれば、必ずや生かせる道が、その地へ行かないと、なかなかテレビとか映像の中では分からない部分があるんじゃないかなと。そのときの私が感じたことも随分お話しさせていただきました。7月6日の夜のこともお話しした中で、やはり災害だけではありませんけど、それぞれが目的を持って、中身が問題だと思います。毎年行かなくてもいいと思います。行くことも必要ないかもしれませんが、これは行って、視察として勉強させていただくというのはおかしくないと思っておりますので、その辺も皆さんの御意見を聞きながら検討していただければと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 私は議会、だから議員になったときに、一番最初にたしか大瀬戸当時、今議長が議会改革の委員代表で私らの前で議会改革のことを説明されましたよね。あれをわしはちょっと印象深く覚えてるんですが、だから今しよることは、ある意味でいえば議会改革の、そのことを結びつけるわけじゃないんですが、議会改革についてこのたびは、この前もいろんな意見が出ましたけども、議会改革について議長から提案があって今協議をしよるというように認識していいんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） そういうことですね。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） だから、前は議会改革委員会というような委員会が別個に立ち上がって、協議を前はしとるわけですよ。その方向は私らが最初、議員になりたての頃に聞

いたのをさっきも言うたんですが、だから、このたびは繰り返しになりますが、議長からの提案でいろんな項目がたくさん挙げられてるけども、このたび、今でいうと研修についてということでそれぞれ今意見を述べるという形でいいんですよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） はい。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 私は、研修については以前からも申し上げてるように、委員会でしっかり協議をして、悪く言うたら、今これまでの私6年ですかね、視察へ行ったりしましたけども、それはどっちかというたら、委員会で研究テーマを決めて、その研究テーマにふさわしいところを選んで、どこがあるかのと、いうのが今までの私の視察研修の流れだったと思うんですよ。だけど、私はもっともっと委員会でしっかり研修をして、その積み重ねの結果で、先ほど尺田さんが言ったけども、目的がという話がありましたけども、やっぱりしっかり本当にあれはどうじゃろうか、これはどうじゃろうかというようなことを本当にその場へ行って見たい、見ようと、見る必要があるというような視察でなければならんというように私は思います。

ほんと以前のことを、ちょっと長くなっちゃいけないのですが、何遍も私は一般質問でも、その他でもちょこちょこ使わせてもらってますが、山吹議長のときだったと思いますが、群馬県の川場村へ行ったのは、わしは何遍も行ってますけど、自分の座右の銘のように、あのときの経験やら体験したことは今でもしょっちゅういろんな例をもって人にしゃべったりしてます。だから、やっぱり本当にそういうような視察やら研修であるなら、私は研修へ行ってもよいと。それはやっぱり話が、最初の話に戻りますが、平素の委員会なら委員会、あるいは全協なら全協でもいいですよ、みんながしっかり研修をして、いろんな協議をして、その積み重ねの結果で視察というのはあるんじゃないかなというように思っております。

すみません、長くなりました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 私も皆さん言われているように、目的を持って行くならば、今まさに諏訪本議員がおっしゃったように、山吹議長の下で行かせていただいた川場村の視察とい



うのは、やはり議長しか出席できないところで参加された中、ぜひうちの議員全員で見にいこうということでお声かけをいただいて、全員で行かせていただいたんですが、大変よかったですと思います。やはり議長でないと行かない場所というものもありますし、それを議員全員で共有するという事は、うちのまちに生かせるのではないかとといった目的を持ったことに関しては非常に重要だと思いますし、先ほど来から出てますように、やはり最近の方はインターネットで検索すればそこへ行かなくても分かるじゃないかというような意見を言われる方もいるんですが、正直、現地に行かなければ分からないことがたくさんあります。川場村のときもそうでしたけれども、やはりインターネット上に出ていることは表面上のことだけですので、現地に行って、担当された職員の方に詳しいお話をお伺いする中で、なぜそのような事業ができたのかといったような、そこへ行くまでの課程といったものも聞けますので、現地に行くということは非常に重要だと思いますし、目的を持って行くのであれば、全員で行くことも必要だと思います。

今回に関しましては、コロナ禍におけるということなので、令和3年度、4年度においては、現状、状況を見てから判断すればいいと思うんですけども、全員で行くことに関して、私が当選以来ずっと言わせていただいていることは、毎年行く必要はないのではないかとすることは一貫して同じ意見です。目的を持って行くのであれば、全員で行くことも必要ではないかと思えます。

また、著名人を招いての講演会、勉強会ということに関しましては、全員視察を行わない年に限って、そういった方法で勉強会を持つということも必要ではないかなと思っております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） ありがとうございます。

時光議員。

~~~~~〇~~~~~

○10番（時光） 今、コロナということもありますので、視察に関しては来年度は一切なしということでよろしいと思います。再来年以降に関してですけど、来年度も含めて全員で行く必要はないんじゃないかという思いです。令和4年度ですかね、再来年度に関しては、委員会ごとに何かテーマがあれば、今おっしゃったようにしっかり勉強をして、委員会ごとで行けばいいと思います。

今の講師を呼んで云々の勉強会ですかね。これは私はやるべきだと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ありがとうございます。

じゃあ、山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（山吹） 私が思うのは、皆さんの話を聞いてから、ちょっと勘違いをされてるようなところもあったりしとるんじゃないかと思ひまして、尺田議員が言われた思いと一緒になんですが、視察というのは住民が遊びのような感覚でおられるかも分からんし、本人がちゃんと内容を説明できるような、自分自身も、議員一人一人が思いは、考え方は違うと思うんですが、その内容を言われた人に説明できて、こうこうで、こういうことで勉強になりました、見聞を深めましたということを言えるような内容ある研修をすれば、一つも問題じゃないと思うんです。今までそうやってやってきたと思うんですよ。

だから、さっき言われた川場村でも、行ったときに、これはぜひ熊野の議員さん、熊野町も勉強せにゃいけんなと思ひて行きました。そのときには、官僚の何の内容だったか分からんけども、お話を聞いたり、それで議長会で三宅部長の話を聞いたり、実のある内容であれば行く必要は、無駄ではないと思うんだけど。

それで、来年、再来年のことを言われるけども、それは今のこういう状態ですからね。その都度また考えりゃええことで、今この時期に決定することはないと思うんで、それは据え置いて、また今後タイミングを見てから、皆さんが視察の内容をしっかりと考え、協議しながら選択していくのもいいんじゃないかと思うし、行ったほうがいいと思うね。だから、全体で行くのもいい、各常任委員会で行くのも構わんと思うんですよ。それ拒否するというのがどうもちょっと分かりにくいなというように思ひます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） じゃあ、民法議員に言ってもらいましょうか。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 視察ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 視察、今、皆さんにそれぞれの御意見を聞いているところです、視察

に関して、全員の視察ね。

~~~~~〇~~~~~

○11番（民法） これは全員が行く分ですか。

私の意見としては、このたびコロナによって行かないということを決めたんですが、私は毎年行く必要はないのではなかろうかと思います。改選というか、改選されたその年に、国会とか、新しい議員がまた入られて、これは東京に限らずですか、全員で行くというのは。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 全員で行く分じゃけ、東京が多いですが。

~~~~~〇~~~~~

○11番（民法） 東京の場合は、やっぱり私も議員になって国会のほうへ行かせてもらったときに、初めてこういう機会がありましたんで、感動というか、こがなもんかなと思ったんで、一度は行くべきではなかろうかと思うんですが、それは毎年というたら、よその議会の聞いてみると、全員で毎年どこどこへ視察へ行くというのはほとんどないような状況だと思うんで、できれば4年に1回、全員が行く分であれば1回程度でいいんじゃないかと思うんですが、私は思います。

各委員会の分は、広報委員会なんかは新しくなって東京のほうへ行って勉強される。また各委員会の分はまた委員会の中で決定して、毎年というのはどうかと思うんですが、本来、本当に勉強すべきことがあれば行って、身につくところがあって、勉強になるのであれば行ってもいいんじゃないかと思います。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） じゃあ、副議長。

~~~~~〇~~~~~

○14番（山野） 昔のことを言ったら悪いんですけども、昔はもう毎年陳情という名前で2泊3日で国会へ行って、ぞろぞろ行って、ほかの地域の議員さんたちはもうほとんどやめてた状況の中でやってた。その後、特別委員会という名前の下で、全員でまた視察をあちこち、そのときは庁舎特別委員会というので、ある議員はもう10何回庁舎を見に行ったとあって、十何年行ったというような、結果がなかなか伴わないようなそういう視察だったんです。だから、そういうのを聞くと、やっぱり不必要なものはする必

要ないんじゃないかなと。さっきの皆さんの意見のとおり、本当に4年に1回、新人議員がもし行かれるんだったら、やっぱり国会、政治の機関がどういう形にしているのかというのは勉強になると思うので一度行かれたらいいと思うんですけど、それは全員でなくても、新人議員が皆さん、その中で行かれてもいいかな、全員で行かなくてもいいかなと思ったりします。

それから、委員会ごとにやっぱりしっかり目的を持って、今、町が抱えている問題の中でやっぱりそれを見に行くということは本当に大事なことだと思います。そこでなかなか聞けないことをやっぱり聞き出して、メリット、デメリットも聞けると思うので、それは本当に大事なことだと思います。

隔年に勉強会をするとか、それはもうそのときの臨機応変で考えていかれたらいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 一通り皆さんの御意見を聞かせてもらいました。あまり大きな違いはないような気が今しています。皆さん、それぞれあるけど、結局はただ無駄にただただ行くのはよくないが、意識して意味あるものなら、それが毎年がいいのか、隔年がいいのかは別として、視察そのものが悪いというものではないという意見を皆さんお持ちのような気が今聞こえたといいましょうか、そういう気がしたんですが、皆さんの意見を聞いてまたさらに何か御意見や、あの人に聞いてみたいとかもしあれば、議員間の中でお話をされてみたらどうかと思うんですけど、ありませんか、特に。

皆さんの大体考え方は分かりました。具体的にこれをどういう形で落としていったらいいと思われませんか。今度は方法論みたいになりますけど、微妙にちょっと違うんですけど、微妙に違うんですけど、例えば、来年のこと、3年度のこと、4年度のこと、それをまた例えば例年ですと10月頃に行っていましたけど、今決めないで、準備が2か月ぐらい前には必要だから2か月ぐらい前にまた議論したほうがいいのかという意見もありましたし、いや、もう今決めてもいいという方もありましたし。

~~~~~〇~~~~~

○13番（山吹） 今決めてもね、それこそ予算組みをしとかんとこれこそできんことであったり、一旦予算組みされてから、このまま続けば続いたでやめればいいし、またいい議題が、内容、スケジュールがありゃ、また行けばよいしと思うけどね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） というような御意見ですが、ほかにありませんか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（竹爪） 今、結論を出すべきじゃないと思いますよ。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 結論を出さないほうが良いという意見が今3名おられますが。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（時光） 来年度に関しては予算を取っというてもらって、・・・ええんじゃない  
ですかね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 予算に関しては、一応例年どおりの予算組みを来年度の予算としては  
取っておかないとどうなるか分かりませんので、それは例年どおりでいこうとは思  
うんですが、それをどう使うかという問題になってくるんだらうと思うんですが。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○13番（山吹） 何で急がられるんかの、中止にしようや、令和4年度まで決める必要  
もないし、3年度も行けるかどうかいうのも分からんわけで。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○11番（民法） 来年はコロナでまだまだこの状態が恐らく長引くような。また、時期  
を見計らうて、予算だけ組んでおって決めりゃいいんじゃないですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） そういう意見が多いようですが、皆さんどうですか。いいですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（諏訪本） わしがええいうのは、要するに平素の委員会とそのスケジュール的に  
勉強を、学習をみんな研修を深めていくことは必要だというのがわしの意見なんですよ。  
だから、その結果で視察が必要だということがあれば、それは行きゃいいと思うんです  
よ。だから、ここが何もなしに、さっきも言うたように、わしが言ったように、委員会  
がスタートした。今年は視察に行こう、このたびの研究、今年予算の中あたりを見なが  
ら何を研究議題にするか、それで視察先が決まる。こんなんじゃわしは意味がないよ  
と言いよるんです。要するに、やっぱり私は委員会で、今3つの委員会で、総務や産業  
建設、文教、3つの分野について、ある程度委員会でしっかり研修をしていくことがわ

しは必要なんじゃろうと思うんですが、わしが前委員になりたての頃に言ったら、そがな勉強はもう個人個人で勝手にすりゃええんよというような話のことも聞きました。だけども、やっぱり私は委員会制度をひいとる以上は、委員会でしっかり関係する分野について研修やら勉強を積み重ねていって、それで視察に行きたいというて行くのが本来だとわしは思ってます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 常任委員会については、各常任委員会ごとにそのような方向でやってもらったらいいのかなと思うんですけど、今ちょっと話題にしているのは全員で行くやつです。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 全員だって全協でも全員でね。皆で一つのテーマやら、こういうことをもっとみんなで協議しようよ、みんなで話をしようよというような話ができればわしは一番いいと思いますよ。だけど、現実にはなかなかそれが今、これまででもできてきていない。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 全協で視察場所、視察先とか、視察テーマなんかを協議したことはないとは思いますがね。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） だったら今後すればいいじゃないですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） しますか。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 今のコロナの問題があるんで、これがどうにもならないときに決められないんで、これが終息することが前提ですよ。行ける状態じゃないと、何ぼ決めたって行けません、それでは。出かけることはできません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） じゃあ、基本的にはコロナが終息すれば行く方向でという形の人の方が多いいのかな、どうなんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○13番（山吹） そりゃ皆それぞれ意見があるじゃけ、それこそ賛否取るようになるよ

の。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 目的がありゃ、行きゃええし、しっかりしたものが何もなきゃ、行かにゃええ。

~~~~~○~~~~~

○13番（山吹） 協議する最中に、いろんな協議するじゃない、全協だから。協議した上で、これで納得したら、行けばいいなと思えば行きゃええと思うし、こんな行かんよと言われてりゃ、あえて引っ張ってまで行かんでもいいと思うんよ。本当に自分自身が、だから報告書でも書かにゃいけん言うんよ。だから、町民のためにも、町の職員のためにもちゃんとしたルールを守って、帰ってきたら報告書を書くのが当たり前であって、そういうことをちゃんとしとけば、だから言うように町民が、視察研修じゃない、視察旅行というような名目で語られると心外じゃいうて、説明ができるような視察をすればいいんよね。その一言を言いたかったんじゃけどね。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 必要に応じてとか、あれでいいんじゃない、やんわりと。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） じゃあ、大体この辺でまとめたほうがよろしいでしょうかね。いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（大瀬戸） じゃあ、取りあえずこの視察の在り方につきましては、いつ頃決めるんじゃったかな、大体、決めるときは、いつも、通常は。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） 大体6月、7月ぐらいで決めとって、相手のほうに打診をさせていただきます。9月の定例会で皆さんで行くという議案をしていただくという格好になります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） じゃあ6月ぐらいにこの話をしましょうか。6月頃にね。それまでにやっぱり皆さん、ここへ行きたいとかもしあれば、こういうのが見たいとかあれば、ついでに提言していただければと思います。一応、じゃあ6月の全協でこの件をもう一回、協議したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長（大瀬戸） それでは、視察の在り方につきましてはこの程度として、次に移りたいと思います。

続いて、その他ですが、まず私のほうから、あさって11月27日、臨時会を開きますが、この臨時会では人事院勧告に伴い、町職員や特別職の期末手当の支給月数を減じるという条例改正案を審議することになってはいますが、この人事院勧告による給与、期末手当等への反映につきまして、これまでも執行部同様、議員においても対象とされてきました。今回、人事院勧告に伴う議員の期末手当を減額することについて、またこのような議員の報酬や期末手当を減じるような案件の場合、従前、議会からの発議とした経緯がありますので、それらを踏まえて案を作成させましたので、これより皆さんに協議をしてもらいたいと思います。

内容について、事務局長から説明させます。

西村事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） それでは、座って説明させていただきます。

皆さんのお手元のほうへ、「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を置かせていただいております。これと、別冊で新旧対照表をつくっておりますので、併せて御覧いただけたらと思います。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響による民間のボーナス支給割合との均衡を図るため、国家公務員の期末手当の支給月数を0.05か月引き下げるという勧告が人事院のほうからなされております。この人事院勧告を基といたしまして、議員皆さんに支給される期末手当の支給月数を0.05か月引き下げる案としております。

改正条例案の第1条、これが本年度の12月支給分、そして第2条のほうで次年度以降において、本年度と同じ下げ幅分が6月と12月支給分で調整されるというような案になっております。おおむね1万6,000円程度減額という形になるかと思っております。

また、この期末手当の支給の基準日が来る12月1日となっておりますので、その前に開催される次の臨時会のほうで議案を提出いただけたらどうかと思っております。

私のほうからは以上になります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 事務局からの説明が終わりました。ただいまの案を次の臨時会へ議員



発議で提出するということにしたらと思いますが、よろしいでしょうか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 人事院勧告に基づいて支給が上下するようなときは、わしの短い議員生活の中じゃあ、執行部が案を出しとったと思うんじゃけど、どうだろう、今回、議会発議でこれを扱うという意味がよく分からんのですけど。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） 私のほうからちょっと。実際、これまで例えば10年間ですけども、見ましたところ、人事院勧告で議員さんの期末手当の支給が上がったとき、上がったときは執行部のほうから出していただきました。実はこの10年間で下がったときはなかったです。上がってるか、あるいは変わらんときか。逆に10年前に戻ったときに、10年前では下がったときでございまして、そのときは発議でされていらっしゃるという経緯がございまして、それと、実は近隣をちょっと調べてみたんですけど、近隣の県内市町の中にはやっぱり議員発議でやってらっしゃるところが見受けられるというものもございまして、今回、ちょっと御相談をしたというようなところでございまして。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 議員発議で議員報酬の基礎を2割削減とかっていうんなら議会発議でいいと思うんですよ、議員発議でいいと思うんですけど、どうなんじゃろう、人事院勧告に基づいて下がる時は発議はするけど、上がる時は執行部にさせるというのはどうなんかなと。知ってる人間は知っとるし、そこをどうなんじゃろう、モラルというか、何というかな。わしはそこが引っかかるんですよね。下がる時はわしらのあれで、上がる時は執行部にというのはね、わしはちょっとそこが引っかかるんでね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 一つには、さっきも説明があったように、下げるときはそういう形でせにゃいけんというルールがあって、上げるときはほっといても上がるんですよ。あえて執行部から提案して上げますよというて、議員さんの給料を上げますよいう分、ああそうですかで済む話なんだけど、議員の給料を下げますよと執行部のほうが議員の懐に手を突っ込むという形になるので、下げる場合ね。それよりは自ら下げたほうが形がい

いだろうというニュアンスもあります。

~~~~~○~~~~~

○5番(尺田) どうなんだろう。パフォーマンス的には、住民パフォーマンス的にはね。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ルール上はどうなんかな。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長(西村) どっちもありです。人事院勧告でそのまま執行部のほうから上がっているケースも。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) どっちみち上がってくるんじゃないけど、執行部の命で議員さんの給料を下げますよというてくるのを、ああそうですかって聞き流すという手もないことはない。

~~~~~○~~~~~

○5番(尺田) そこだけ引かかるだけの話よ、わしがね。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) それを体裁のように、我々が下げたよということにしたほうがいいのかなど。

~~~~~○~~~~~

○5番(尺田) 体裁じゃろう、どうなんかいの。

~~~~~○~~~~~

○7番(諏訪本) 人事院勧告いうのは誰宛てに行くんよ。独り言で国が言うわけ、人事院勧告。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長(西村) 基本的には国家公務員に対してということ。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 国家公務員に来て、地方公務員に来て、じゃあ、議員も知らん顔できませんというようなことになる。議員は直接関係ないっちゃあないんだけど、わしは嫌ですよということはあるけど。

~~~~~○~~~~~

○13番(山吹) 夏にやったよね。だから、この時期じゃけえ、下げるのはいいと思うんだけど、そのときの皆さんの話が、報酬を、1か月以下の報酬を下げられたらどう

とかこうとかいうて、ほとんどの人が言われたんよね。それで、ボーナスだけを下げたんよね。それで、視察を落としたよね。それでいいんじゃないか、ボーナスで落としたらそれでいいんじゃないか。皆さんが夏には。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ボーナスですよ、これ。この案はボーナス。報酬ないですよ、これ。

~~~~~○~~~~~

○13番（山吹） 報酬、報酬、費用弁償と。ああ、報酬の中に含まれてるということだね。これはボーナスだけ。了解、了解、分かりました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） このたびの12月のボーナスから来年も含めて下げますよ。で、またいつかコロナが多分よくなったら、また上げるかもしれないという。

ちょっと会議に参加してくださいね、そこね。いいですか。

~~~~~○~~~~~

○13番（山吹） 月々の報酬かと思ひよった、ごめん。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 報酬じゃなくて、12月のボーナスと、来年のボーナスということですよ。

ほかにありますか。これについてはもうないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、次の臨時会、今度あさっての臨時会でこれを議員発議で提出することとします。発議者を議会運営委員会時光委員長にお願いしようと思いますが、いかがですか。

（「はい」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、そのようにします。

発議の案を準備させておりますので、後ほど事務局が伺いますので、すぐ帰らずに署名してください。

その他、何かありますか。

ないようであれば、全員協議会はこれで終了といたします。

（閉会 14時14分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長